

第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【案】

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和6年(2024年)○月
秦野市

市長コメント掲載

市長写真

目次

| | | |
|-------|------------------------|-----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 | 計画策定に当たって | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 計画の位置付け | 2 |
| 4 | 計画の推進と進行管理 | 2 |
| 5 | 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント | 3 |
| 6 | 介護保険制度の改正 | 6 |
| 第2章 | 高齢者を取り巻く現状と課題 | 7 |
| 1 | 本市の高齢者の現状 | 7 |
| 2 | 各種実態調査※1結果からみる高齢者の現状 | 10 |
| 3 | 本市の介護保険の状況 | 15 |
| 4 | 第8期計画の評価と第9期計画推進に向けた課題 | 20 |
| 第3章 | 計画の基本構想 | 26 |
| 1 | 基本理念と政策目標 | 26 |
| 2 | 成果指標 | 28 |
| 3 | 施策の体系 | 29 |
| 4 | 重点施策 | 30 |
| 5 | 日常生活圏域の設定 | 34 |
| 第4章 | 施策の展開 | 36 |
| 重点施策1 | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 36 |
| 重点施策2 | 認知症とともに歩む地域づくり | 54 |
| 重点施策3 | 健康と生きがいづくり | 59 |
| 重点施策4 | 介護予防・自立支援、重度化防止の推進 | 67 |
| 重点施策5 | 介護保険の健全運営と円滑な実施 | 73 |
| 第5章 | サービス量等の見込み | 87 |
| 1 | 被保険者数及び要介護認定者数 | 87 |
| 2 | 介護保険給付費及び地域支援事業費 | 88 |
| 3 | 第1号被保険者の介護保険料 | 94 |
| 資料編 | | 97 |
| 1 | 計画策定の経過 | 97 |
| 2 | 秦野市高齢者保健福祉推進委員会 | 99 |
| 3 | 用語解説 | 103 |

※本計画で引用している各種統計及び実態調査等の集計結果について

回答の比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定に当たって

日本の少子高齢化は急速に進み、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しています。特に、令和7年（2025年）には団塊の世代が全員75歳以上、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、85歳以上人口が急増します。

平均寿命の延伸により、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者が増加するなど、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。一方で、進行する生産年齢人口の急減は、介護を取り巻く現場へ深刻な担い手不足をもたらすことが懸念されています。本市で高齢者がいつまでも健やかな生活を送ることができるよう、中・長期的な人口動態や多様な介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備することが重要となります。また、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標、優先順位を検討し、本市の実情に応じた取組を推進することが重要となります。

そのためには、認知症や中・重度の要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、自分らしく健やかに暮らせる安全安心なまちづくりを推進していく必要があります。

これらを踏まえ、本市では、高齢者に関する保健・福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的・体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

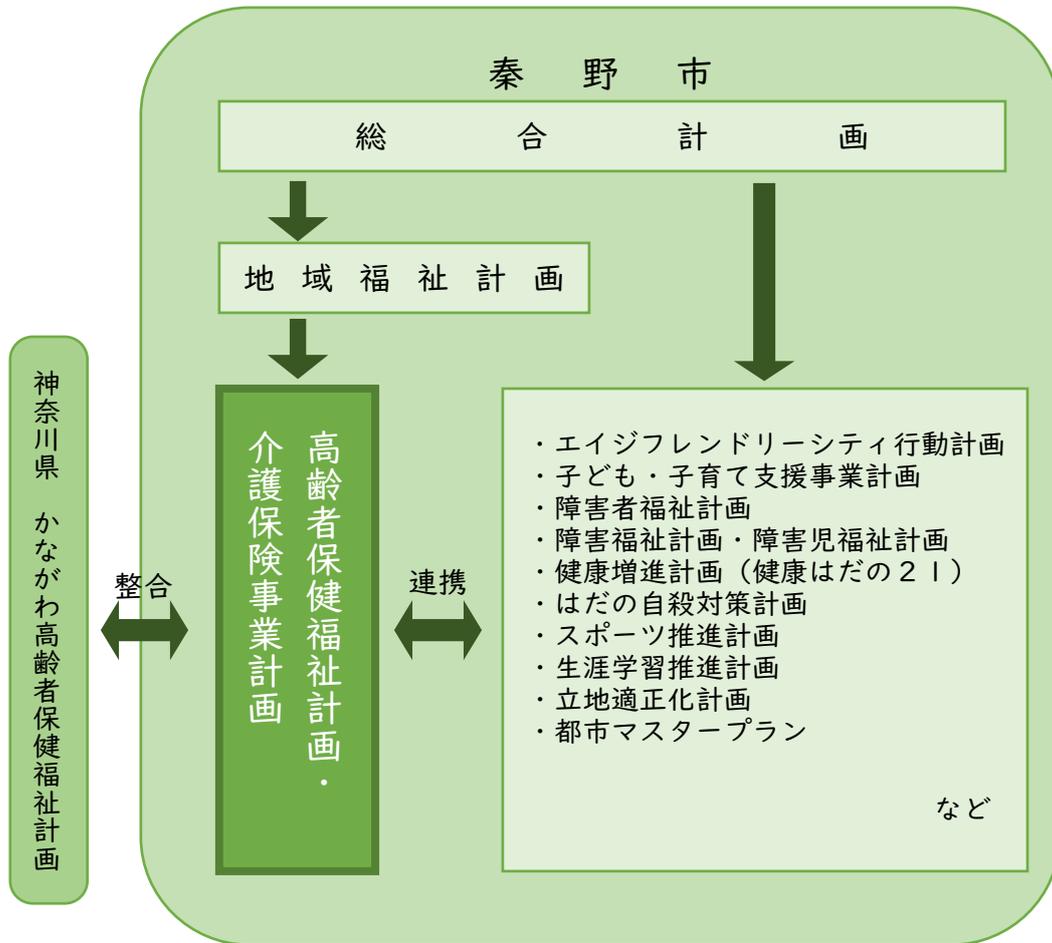
2 計画の期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）は、3年毎に見直しを行うものとし、本計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

| 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---|-------------------|-------------------|---|-------------------|-------------------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 第7期計画期間 | | | 第8期計画期間 | | | 第9期計画期間 | | |
| 2025年までの地域包括 ケアシステム構築に向けた 「点検・評価・改善」を実施 | | | 2025年までの地域包括 ケアシステム構築 +2040年を見据えた計画 | | | 地域包括ケアシステムの さらなる深化・推進 +中長期的な計画 | | |

3 計画の位置付け

本計画は、国が定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」並びに「秦野市総合計画」をはじめとする本市の各分野の関連計画等との調和及び整合性を図りながら、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。



4 計画の推進と進行管理

計画の進行管理に当たっては、国が定めた「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」に基づき、被保険者数や要介護認定者数の状況、サービスの利用状況、各種取組の達成状況について年度ごとに点検を行い、秦野市高齢者保健福祉推進委員会において計画の進行状況を報告のうえ、意見を聴取し、次期計画の策定に向けた見直しを行ってまいります。

また、庁内の関係部署との連携及び情報の共有化を図り、計画に位置付けた各施策の効果的な推進に取り組めます。

5 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

令和5年7月に、国の社会保障審議会介護保険部会（第107回）において、第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針が示されました。

基本指針に記載された見直しのポイントや、記載を充実する事項に則って、計画内容の見直しを行います。

（1）見直しのポイント（社会保障審議会介護保険部会抜粋）

| |
|---|
| 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 |
| ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要 ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・ 中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含めた地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要 |
| ②在宅サービスの充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要 ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実 |
| 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 |
| ①地域共生社会の実現 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進 ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 |
| ②デジタル技術を活用した、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備 |
| ③保険者機能の強化・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 |

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

(2) 記載を充実する事項（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備のあり方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症の人の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 国の支援として提供された点検ツールにより地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理的な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

6 介護保険制度の改正

国の社会保障審議会（介護給付費分科会）で介護報酬改定について審議中であるため、空欄としています。

詳細が分かり次第記載します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

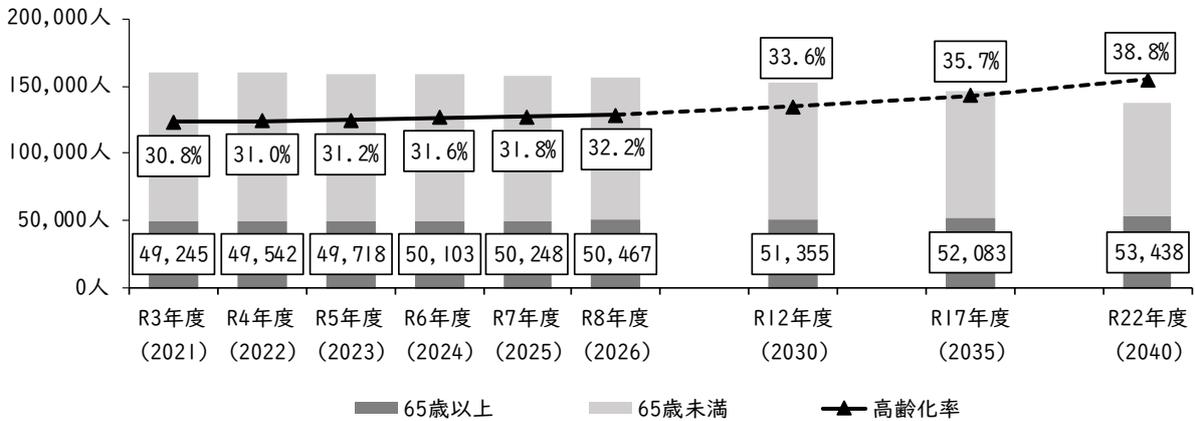
1 本市の高齢者の現状

(1) 高齢者数等の推移

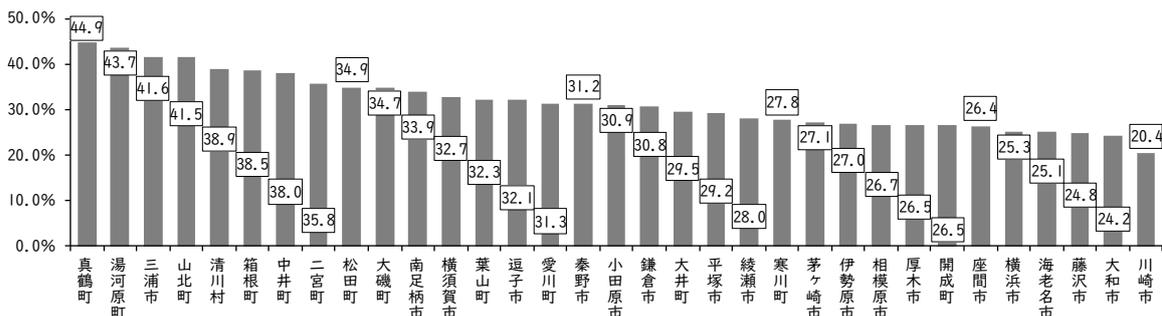
■人口と高齢化率の推移（各年度10月1日現在）

本市の人口は、減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。今後も高齢者人口は増加し、令和12年度（2030年度）には3人に1人が高齢者となり、令和22年度（2040年度）には高齢化率は38.8%となる見込みです。

| 区分 | 実績値 | | 見込値 | 推計値 | | | | | |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) | R12年度 (2030年度) | R17年度 (2035年度) | R22年度 (2040年度) |
| 住民基本台帳 人口(人) | 160,012 | 159,688 | 159,314 | 158,564 | 157,767 | 156,883 | 152,666 | 145,905 | 137,901 |
| 高齢者65歳 以上人口(人) | 49,245 | 49,542 | 49,718 | 50,103 | 50,248 | 50,467 | 51,355 | 52,083 | 53,438 |
| 高齢化率 (%) | 30.8% | 31.0% | 31.2% | 31.6% | 31.8% | 32.2% | 33.6% | 35.7% | 38.8% |



■県内市町村との高齢化率の比較



出典：令和5年1月1日現在の神奈川県年齢別人口統計調査結果

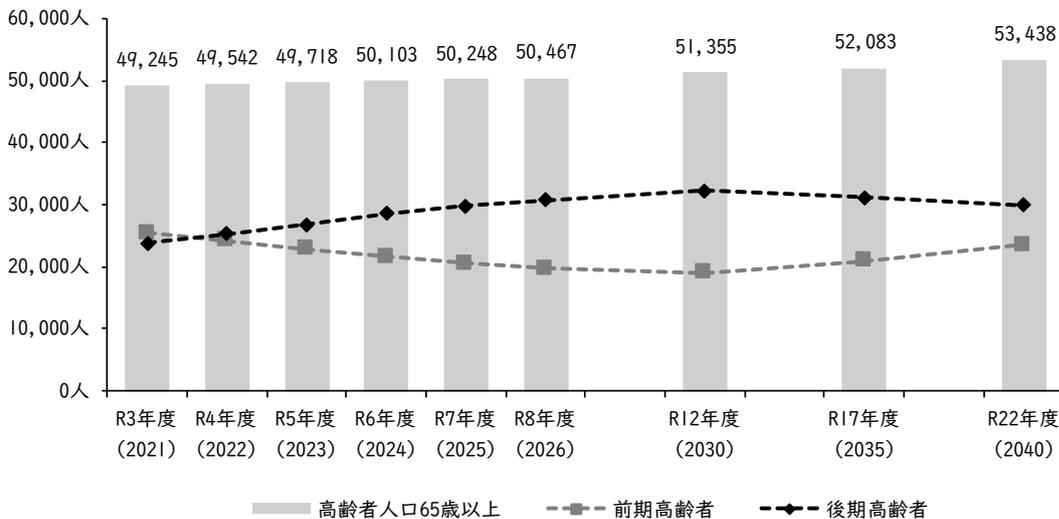
■前期高齢者数と後期高齢者数の推移（各年度10月1日現在）

令和4年度（2022年度）に後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回り、それ以降は、前期高齢者は高齢者全体の40%程度、後期高齢者は高齢者全体の60%程度で推移する見込みです。

前期高齢者は、令和8年度（2026年度）に2万人を下回りますが、令和17年度（2035年度）には再び2万人を上回る見込みです。

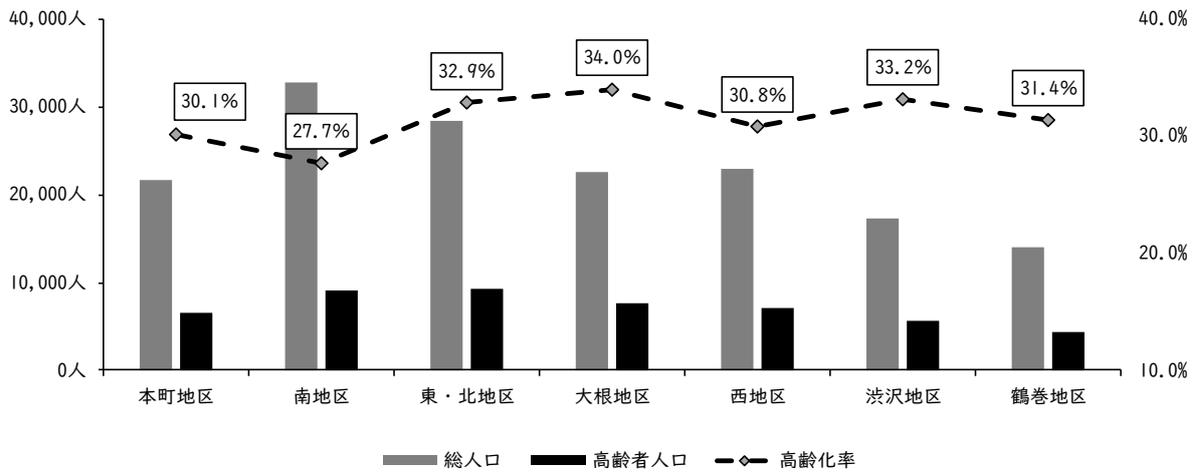
一方、後期高齢者は、令和12年度（2030年度）まで増加し続け、その後減少し、令和22年度（2040年度）には3万人を下回る見込みです。

| 区分 | 実績値 | | 見込値 | 推計値 | | | | | |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) | R12年度 (2030年度) | R17年度 (2035年度) | R22年度 (2040年度) |
| 高齢者65歳以上人口(人) | 49,245 | 49,542 | 49,718 | 50,103 | 50,248 | 50,467 | 51,355 | 52,083 | 53,438 |
| 前期高齢者(65-74歳) | 25,444 | 24,220 | 22,872 | 21,582 | 20,472 | 19,659 | 19,065 | 20,975 | 23,559 |
| 後期高齢者(75歳以上) | 23,801 | 25,322 | 26,846 | 28,521 | 29,776 | 30,808 | 32,290 | 31,108 | 29,879 |



■圏域別高齢者人口及び高齢化率（令和5年10月1日現在）

| 区分 \ 年度 | 計 | 本町 | 南 | 東・北 | 大根 | 西 | 渋沢 | 鶴巻 |
|---------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 住民基本台帳人口（人） | 159,314 | 21,576 | 32,732 | 28,367 | 22,542 | 22,884 | 17,218 | 13,995 |
| 高齢者65歳以上人口（人） | 49,718 | 6,495 | 9,074 | 9,319 | 7,665 | 7,058 | 5,714 | 4,393 |
| 高齢化率（%） | 31.2 | 30.1 | 27.7 | 32.9 | 34.0 | 30.8 | 33.2 | 31.4 |



【日常生活圏域図（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】



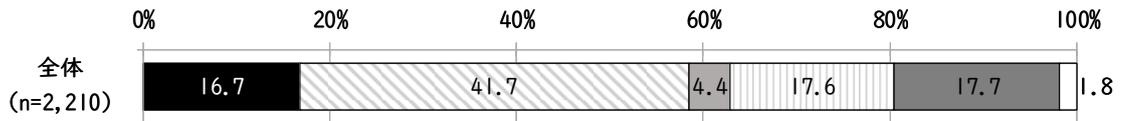
2 各種実態調査※1結果からみる高齢者の現状

(1) 暮らしの状況

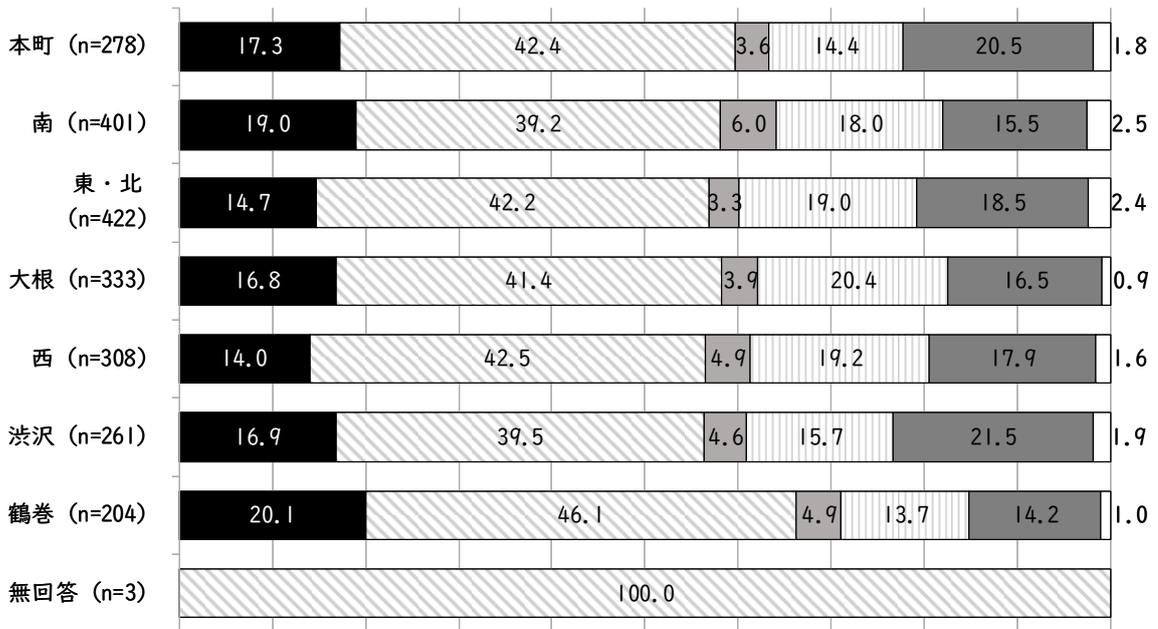
■家族構成について

令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、本市の家族構成は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が41.7%、「1人暮らし」が16.7%と、高齢者のみ世帯が約6割となっています。今後も高齢者のみ世帯がさらに増加することが見込まれます。

【全体】



【地区別】



■ 1人暮らし
 □ 夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）
 ■ その他
 □ 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）
 □ 息子・娘との2世帯
 □ 無回答

資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※1：令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」（資料編参照）

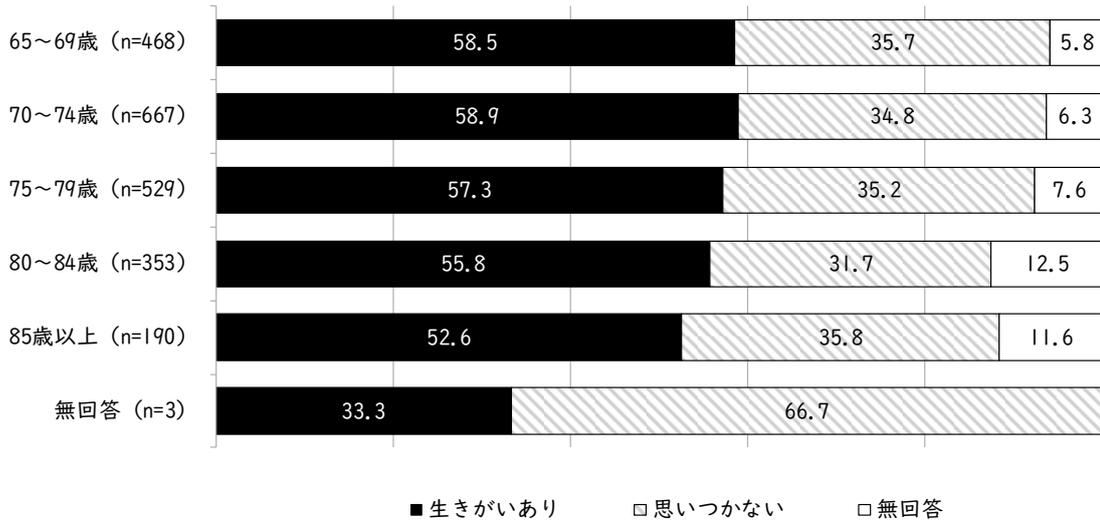
■生きがいについて

全体で見ると、「生きがいあり」が57.4%となっていますが、年齢別で見ると、加齢とともに「生きがいあり」の割合が低くなり、85歳以上では52.6%となっています。

【全体】



【年齢別】

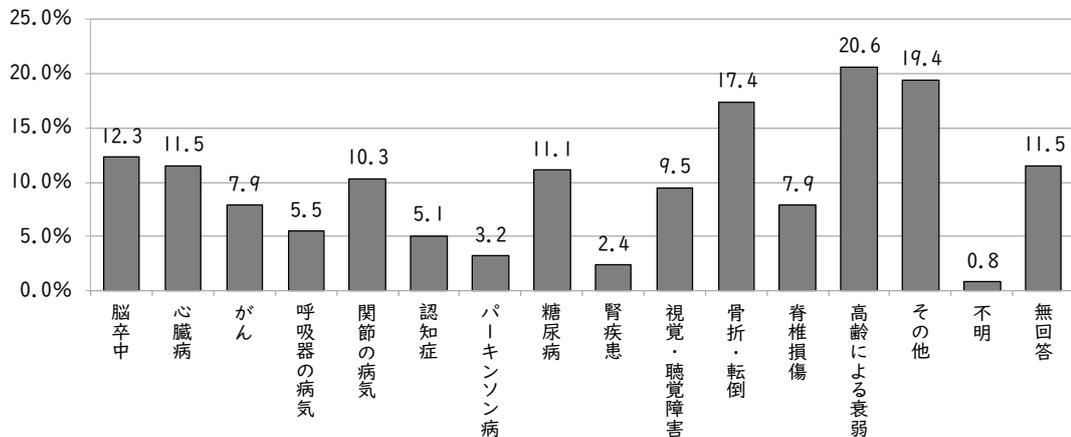


資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■介護・介助が必要になった主な原因について

介護・介助が必要になった主な原因をみると、「高齢による衰弱」が20.6%で最も高く、次いで「その他」の19.4%、「骨折・転倒」の17.4%と続いています。加齢による心身の衰えから要介護状態に陥る可能性が高いことがうかがえます。

【全体】



■全体 (n=253)

※複数回答

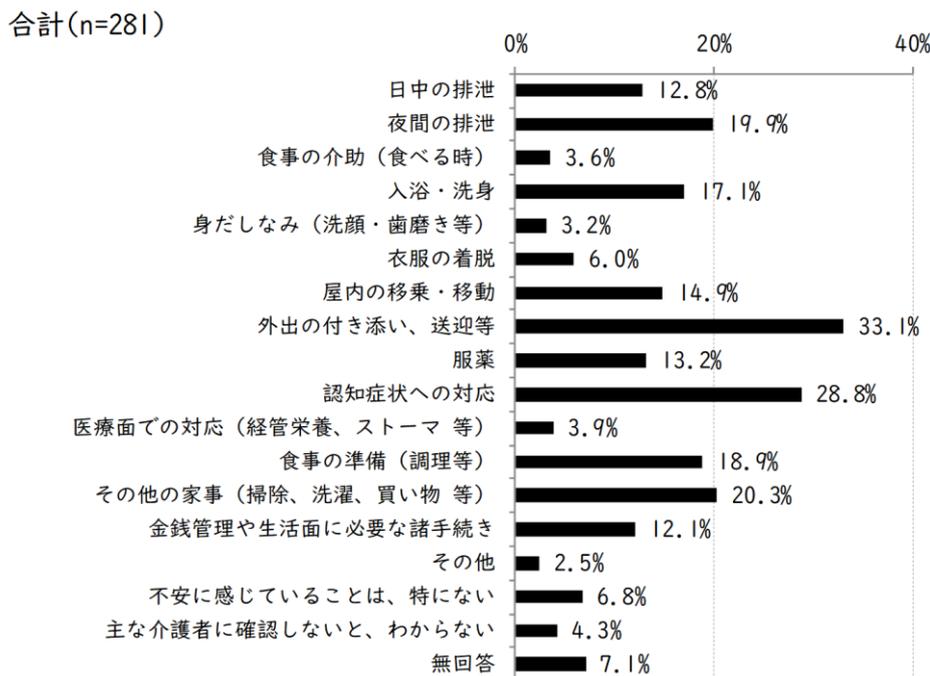
資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(2) 介護者の状況

■介護者が不安に感じる主な介護

主な介護者が不安に感じる介護は、「続けていくのはやや難しい」もしくは「続けていくのはかなり難しい」とする方では「外出の付き添い、送迎等」が最も高く、次いで「夜間の排泄」「日中の排泄」「認知症への対応」となっています。

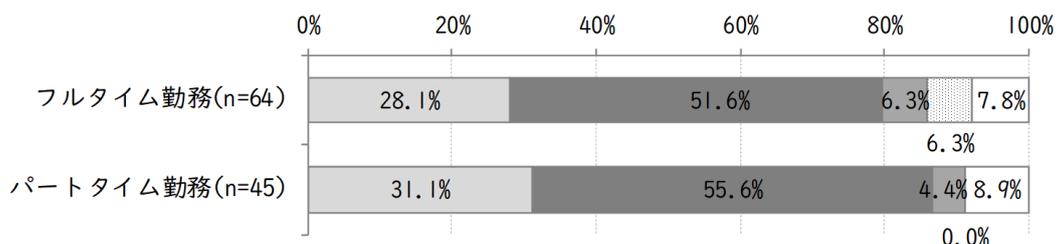
また、「問題はあるが、何とか続けていける」とする方でも、「夜間の排泄」のほか、「認知症への対応」は高くなっています。



資料：令和4年度在宅介護実態調査

■介護者の就労状況（フルタイム又はパートタイム勤務）

「就労状況」と「就労継続の見込み」の関係を見ると、フルタイム勤務・パートタイム勤務ともに、「問題はあるが、何とか続けていける」が5割を超えており、「問題なく、続けていける」は約3割にとどまっています。

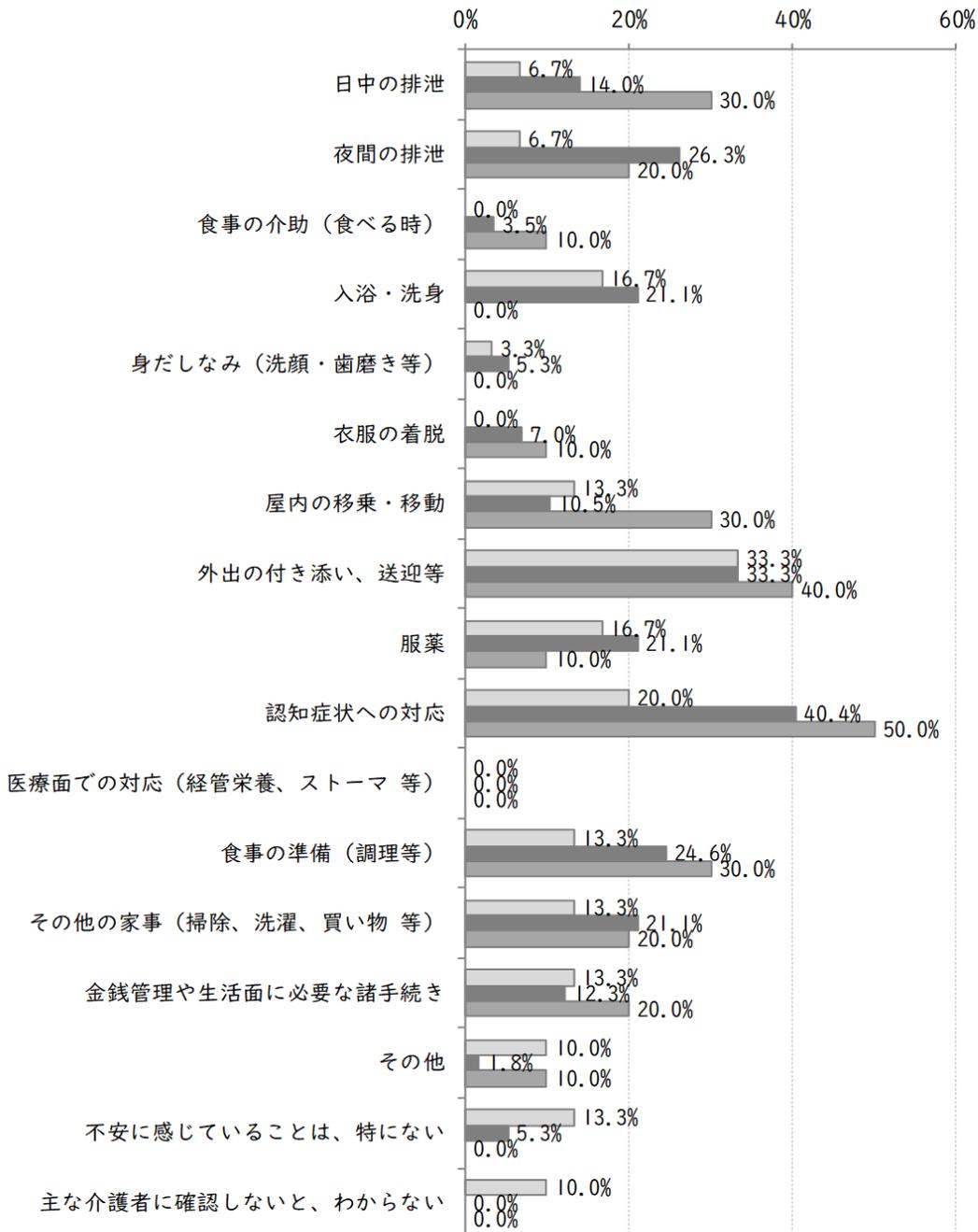


- 問題なく、続けていける
- 問題はあるが、何とか続けていける
- 続けていくのは、やや難しい
- 続けていくのは、かなり難しい
- わからない

資料：令和4年度在宅介護実態調査

■就労状況別に見た、介護者が不安に感じる主な介護

今後の在宅生活継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、就労の継続が困難と考えている人ほど、「認知症への対応」「外出の付き添い、送迎等」「日中の排泄」「食事の準備（調理等）」の割合が高くなる傾向にあります。そのため、これらの介護が「在宅生活を継続しながらの就労継続」について、介護者が可否を判断するポイントとなっている可能性があります。



- 問題なく、続けていける (n=30)
- 問題はあるが、何とか続けていける (n=57)
- 続けていくのは「やや+かなり難しい」 (n=10)

資料：令和4年度在宅介護実態調査

(3) 地区別にみる各種リスクの状況

「運動機能の低下」「低栄養」「口腔機能の低下」「閉じこもり傾向」「認知症」「転倒」「うつ傾向」「IADL※¹の低下」「知的能動性※²の低下」「フレイル※³」の10リスクに該当している人数を算出しました。

下記の図表は、市全体の各リスク該当率と、市全体の各リスク該当率を超えた項目の数を地区別にまとめたものです。

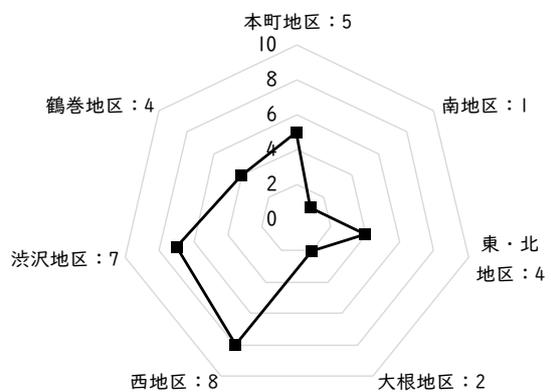
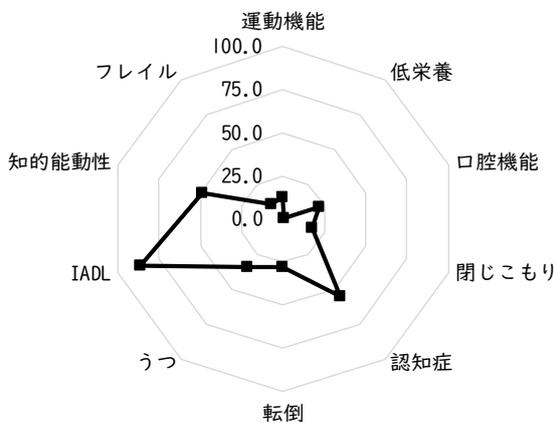
全体でみると、「IADLの低下」「認知症」「知的能動性の低下」の順でリスク該当率が高くなっています。また、地区別でみると、「西地区」「渋沢地区」において、市全体よりも高いリスク該当率を超えた項目が多くなっています。

単位：％

| | 運動機能 | 低栄養 | 口腔機能 | 閉じこもり | 認知症 | 転倒 | うつ | IADL | 知的能動性 | フレイル | 該当数 |
|------|------|-----|------|-------|------|------|------|------|-------|------|-----|
| リスク有 | 12.4 | 1.1 | 22.0 | 17.7 | 55.9 | 27.6 | 34.9 | 86.5 | 48.4 | 11.1 | - |

単位：人数

| | 運動機能 | 低栄養 | 口腔機能 | 閉じこもり | 認知症 | 転倒 | うつ | IADL | 知的能動性 | フレイル | 該当数 |
|-------|------|-----|------|-------|-----|----|----|------|-------|------|-----|
| 本町地区 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 南地区 | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 東・北地区 | | | | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 4 |
| 大根地区 | 1 | | | | | | | | 1 | | 2 |
| 西地区 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 8 |
| 渋沢地区 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 鶴巻地区 | | 1 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 4 |



資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ※¹: 手段的日常生活動作 (Instrumental Activities of Daily Living)。「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作。
- ※²: 生活機能の指標として知られている老研式活動能力指標で評価することができる3つの下位尺度のうちの一つ。状況に対応する能力を評価する尺度。
- ※³: 要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的な脆弱性だけでなく精神的・心理的な脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスクな状態。

3 本市の介護保険の状況

(1) 第1号被保険者数 ※月報公表され次第更新します

第1号被保険者数は、令和5年10月1日現在で 人となり、令和元年度～令和4年度の伸び率は3.6%となっています。

第7期の最終年度である令和2年度と第8期の最終年度である令和5年度を比較する月報公表され次第分析内容を記載します。

■第1号被保険者数等の推移（各年10月1日現在）

※月報公表され次第コメント及び表を更新します。

(単位：人)

| 区分 | 年度 | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) | R5年 (2023年) | R2～R5の 伸び率 |
|-------------------|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| | 住民基本台帳人口 | | 160,475 | 160,012 | 159,688 | 159,314 |
| 65歳以上人口 | | 48,635 | 49,245 | 49,542 | 49,718 | 2.2% |
| 第1号被保険者数 | | 48,431 | 49,046 | 49,326 | 精査中 | |
| 前期高齢者 (65-74歳) | | 25,427 | 25,404 | 24,195 | | |
| 後期高齢者 (75歳以上) | | 23,004 | 23,642 | 25,131 | | |
| (再掲) 住所地特例者数※ | | 248 | 270 | 261 | | |
| 高齢化率 | | 30.3% | 30.8% | 31.0% | 31.2% | 2.9% |

※住所地特例とは

介護保険制度では、住所を有する市町村の被保険者になることが原則となっていますが、この原則によると介護保険施設等が多い市町村の介護給付費が増大してしまいます。こうした財政上の不均衡を是正するため、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等へ入所・入居する際に、施設等の所在市町村に住所変更をした場合でも、住所を移す前の市町村が引き続き被保険者となる制度です。

(2) 要支援・要介護認定者数

■要介護等認定申請件数

要介護等の認定申請件数は、令和3年以降は6千件以上となっています。令和2年度(2020年度)が令和3年度と比較して少ないのは、平成30年4月申請分から認定の有効期間の上限が24か月から36か月に延長されたことにより更新申請が減少したことが影響しています。

令和3年以降は、新規は30%台で、更新は50%前後で推移しています。

(単位：件)

| 区分 | R2年度 (2020年度) | | R3年度 (2021年度) | | R4年度 (2022年度) | | R5年度見込み (2023年度) | |
|--------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|---------------------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 新規 | 1,733 | 38.4% | 2,016 | 33.5% | 2,087 | 32.9% | 2,300 | 34.1% |
| 更新 | 1,863 | 41.3% | 2,949 | 49.0% | 3,265 | 51.4% | 3,400 | 50.4% |
| 区分変更 | 827 | 18.3% | 947 | 15.7% | 921 | 14.3% | 960 | 14.2% |
| 転入・その他 | 92 | 2.0% | 105 | 1.7% | 91 | 1.4% | 90 | 1.3% |
| 総計 | 4,515 | 100% | 6,017 | 100% | 6,364 | 100% | 6,750 | 100% |

■要支援・要介護認定者数・認定率の推移(各年10月1日現在)

認定者数は、第1号被保険者数に応じて増加し、令和4年度には認定率が14.9%に達しています。

※月報公表され次第コメント及び表を更新します。

(単位：人)

| 区分 | 年度 | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) | R5年 (2023年) |
|--------------|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第1号被保険者数 | | 48,431 | 49,046 | 49,326 | 精査中 |
| 要支援・要介護認定者数 | | 7,054 | 7,312 | 7,538 | |
| | 第1号被保険者 | 6,872 | 7,126 | 7,346 | |
| | 第2号被保険者 | 182 | 186 | 192 | |
| 認定率(第1号被保険者) | | 14.2% | 14.5% | 14.9% | |

■介護度別要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日現在）

※月報公表され次第更新します。

(単位：人)

| 区分 | 年度 | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) | R5年 (2023年) |
|-------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 要支援・要介護認定者数 | | 7,054 | 7,312 | 7,538 | 精査中 |
| 要支援1 | | 520 | 594 | 628 | |
| 要支援2 | | 678 | 776 | 812 | |
| 要介護1 | | 1,421 | 1,371 | 1,343 | |
| 要介護2 | | 1,568 | 1,635 | 1,676 | |
| 要介護3 | | 1,165 | 1,195 | 1,209 | |
| 要介護4 | | 990 | 1,048 | 1,143 | |
| 要介護5 | | 712 | 693 | 727 | |

(3) 介護保険サービスの利用状況

居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスは、令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年）の伸び率はいずれも5～6%となっており、増加し続けています。

また、令和元年度からは介護療養型医療施設に代わる介護医療院が新たに制度化され、令和5年度までに介護療養型医療施設が廃止されるため、介護医療院の利用者が増加しています。

※月報公表され次第コメント及び表を更新します。

■介護サービス利用者数の推移（各年10月1日現在）

(単位：人)

| 区分 | 年度 | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) | R5年 (2023年) |
|-----------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| サービス利用者数 | | 6,422 | 6,619 | 6,790 | 精査中 |
| 居宅サービス | | 4,400 | 4,531 | 4,655 | |
| 地域密着型サービス | | 852 | 866 | 896 | |
| 施設サービス | | 1,170 | 1,222 | 1,239 | |
| 介護老人福祉施設 | | 677 | 694 | 711 | |
| 介護老人保健施設 | | 472 | 497 | 495 | |
| 介護療養型医療施設 | | 4 | 5 | 3 | |
| 介護医療院 | | 17 | 26 | 30 | |

(4) 保険給付費の推移

サービス利用者数の増加に伴い、給付費も増加傾向にあります。

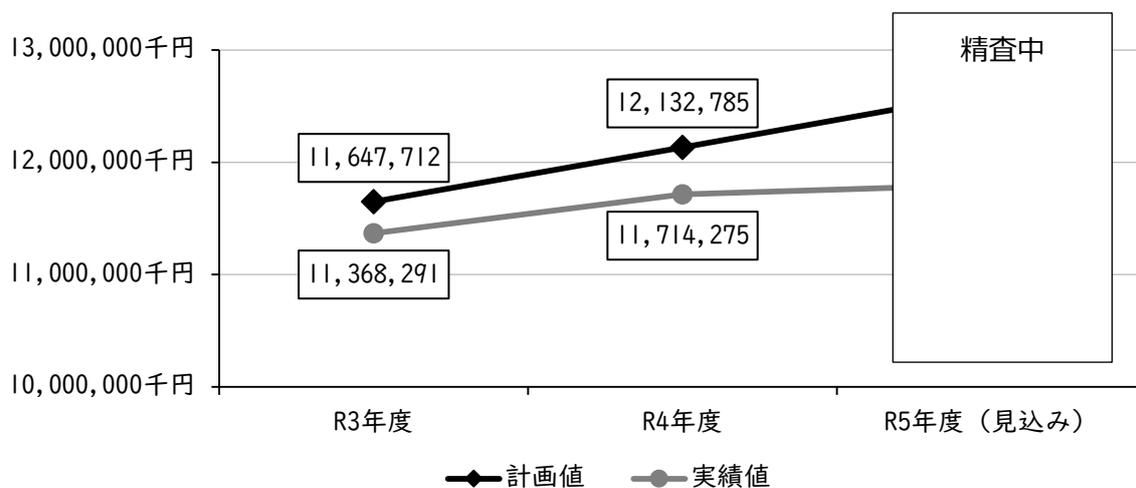
居宅サービスの充実により居宅サービスの給付費が増加しています。また、地域支援事業費も、増加傾向にあります。

■保険給付費及び地域支援事業費の推移（各年度末日現在）

（単位：千円）

| 区分 | 年度 | R2年 (2020年) | R3年 (2021年) | R4年 (2022年) | R5年見込み (2023年) |
|-----------|----|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 保険給付費 | | 10,905,190 | 11,368,291 | 11,714,275 | 精査中 |
| 居宅サービス | | 5,563,369 | 5,846,952 | 6,031,454 | |
| 地域密着型サービス | | 1,402,493 | 1,488,504 | 1,538,092 | |
| 施設サービス | | 3,939,327 | 4,032,834 | 4,144,728 | |
| 地域支援事業費 | | 505,019 | 507,537 | 532,036 | |

■第8期計画期間中の保険給付費（計画値との比較）

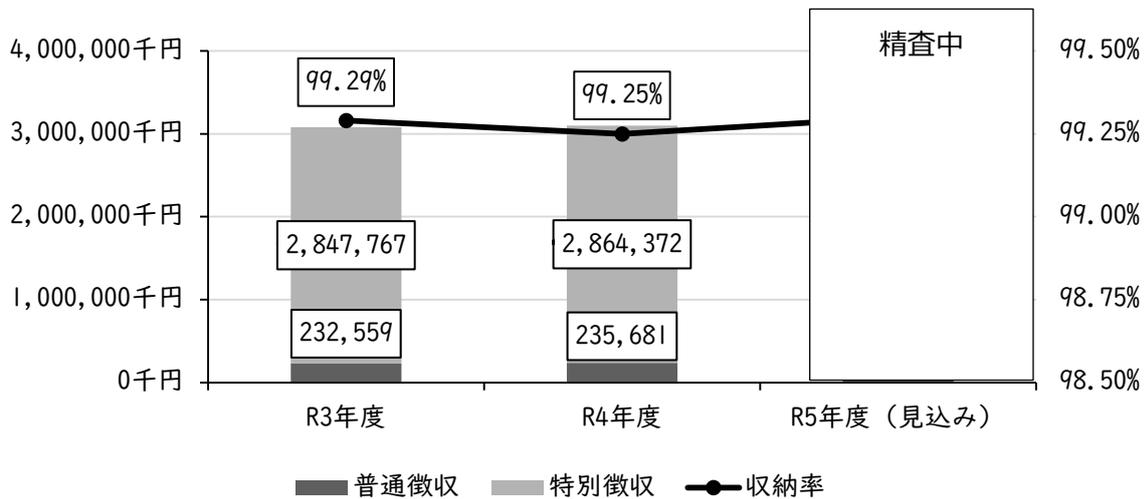


(5) 介護保険料の収納状況

介護保険料は、主に介護給付費等に充てられます。

必要なサービスが必要なときに利用することができるよう、介護保険制度を安定的、持続的に運用していくため、介護保険料のなるべく高い収納率の維持に努めていきます。

■ 第1号被保険者介護保険料（現年度分）の収納状況



4 第8期計画の評価と第9期計画推進に向けた課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

■地域高齢者支援センターの機能強化

地域高齢者支援センターは、増加する高齢者の複合的な課題や、多様化するニーズに的確に対応するため、地域で暮らす高齢者等を、介護・福祉・保健・医療などの面から総合的に支えるための相談を受け、支援する機関です。地域の中核拠点として機能し、高齢者による相談件数は年々増加しています。

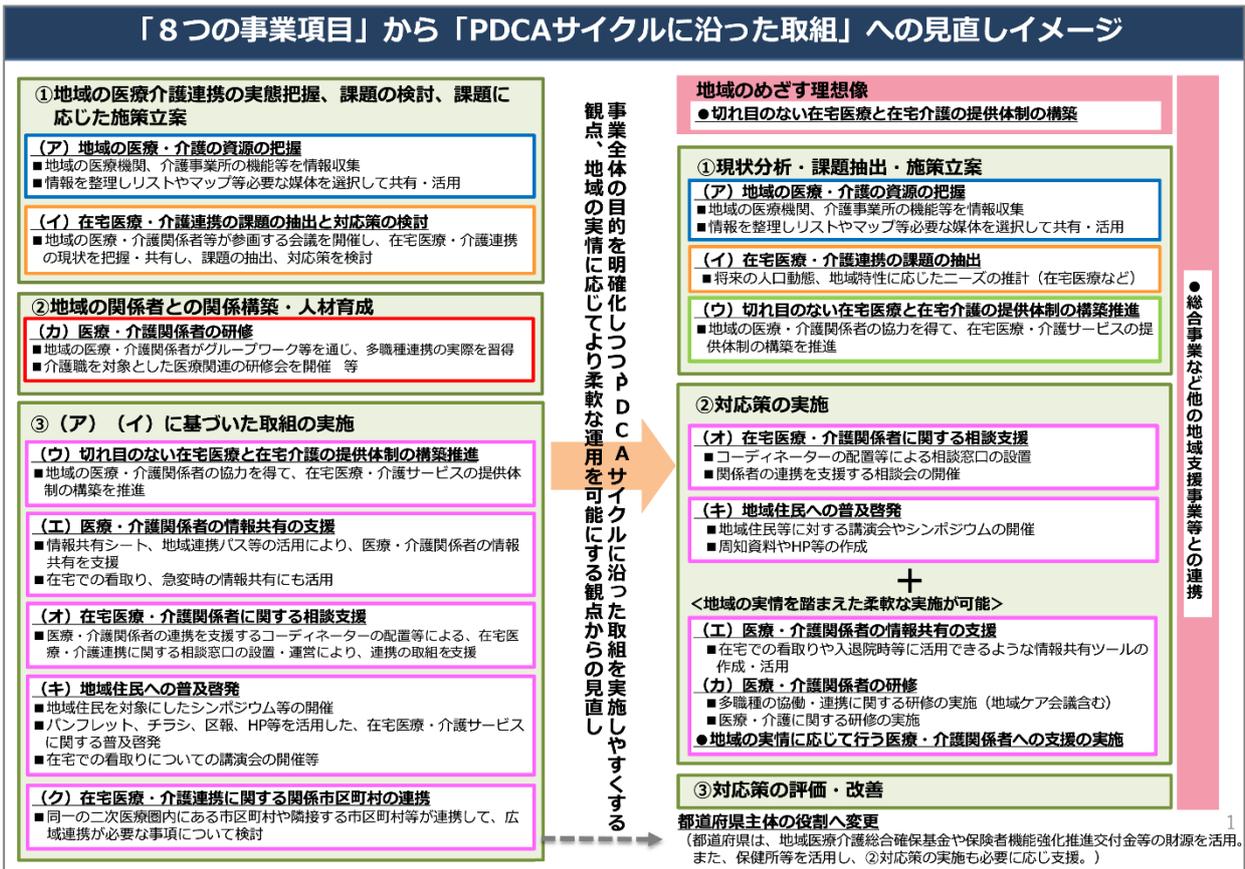
各地域高齢者支援センターは、地域において支援・サービスが必要となった段階での早期対応、切れ目のないサービス提供を実現するための関係機関とのネットワーク構築に向けて重要な役割を果たしており、様々な社会資源の活用や、認知症の人への対応など、引き続き支援の充実に取り組めます。

さらに、調整困難ケースや複合的な地域生活課題の解決に向けて、地域共生支援センター等の相談支援機関等と連携・協力しながら、解決に向けた体制づくりを進める必要があります。

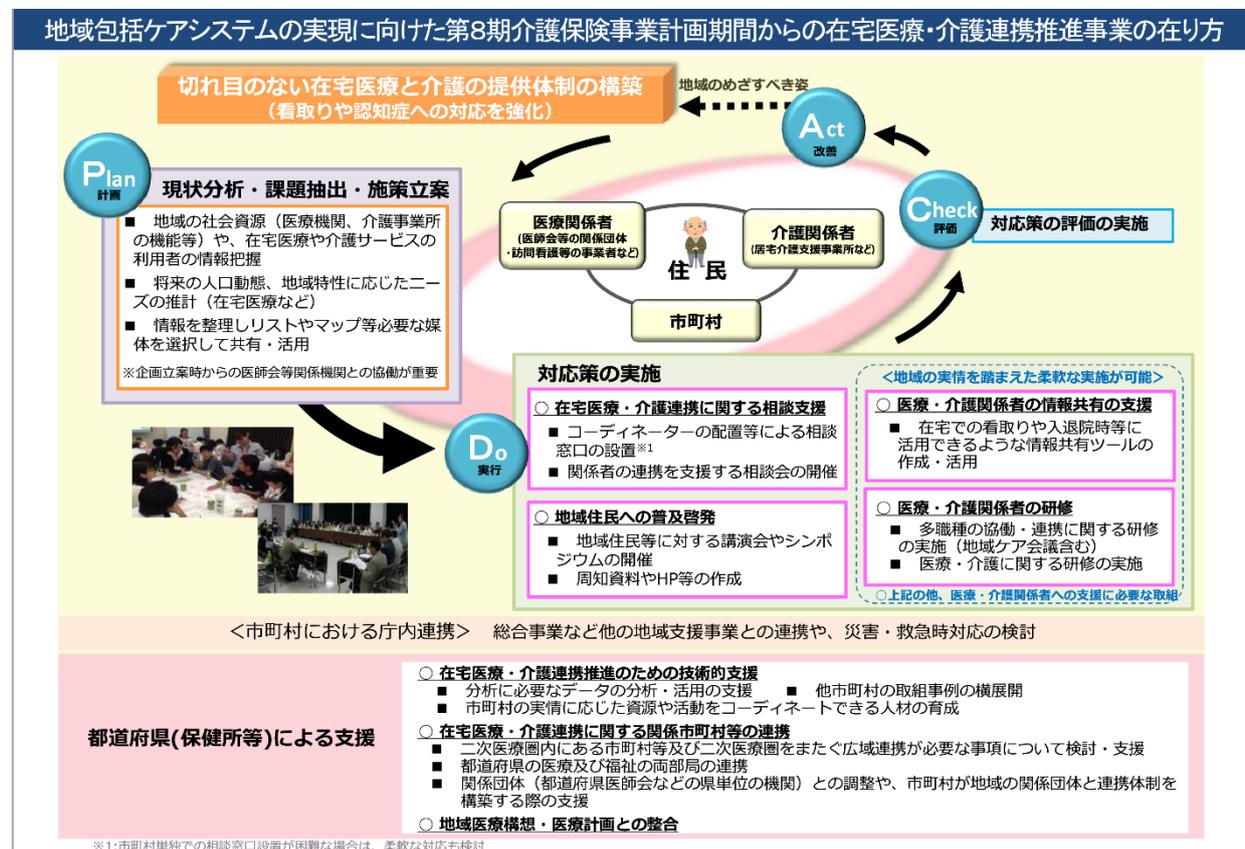
■在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供される体制の構築に向けて、関係機関の連携体制強化に取り組みました。令和3年度には地域包括ケア支援サイトの活用など、ICTを活用した情報共有を開始し、令和4年度に地域の在宅医療・介護関係者の連携を支援するための相談窓口として、秦野市在宅医療・介護連携相談支援室を秦野伊勢原医師会に設置し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制整備を図りました。

今後、医療と介護両方のニーズを併せ持つことの多い後期高齢者や、慢性疾患及び認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、その高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、引き続き在宅医療・介護に携わる関係者等の連携を推進し、体制整備を図ることが重要です。これらは厚生労働省から示されている4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）及び感染症や災害時の対応等、様々な局面において求められています。厚労省から「8つの事業項目からPDCAサイクルに沿った取組への見直し」が示されたことにより、第8期計画では、関係機関が協働、連携し、改めて現時点での「地域の実情の把握・分析」を行いました。それを踏まえ、「住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿」を共有し、その実現を目指すため、医療と介護関係者である多職種による作業部会及び協議会などにおいて、PDCAサイクルに沿って地域の特性に応じた最適な仕組みを検討していくことが重要です。



出典：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver. 3」（令和2年9月）



出典：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver. 3」（令和2年9月）

■生活支援体制整備の推進

高齢者人口が増加し、高齢者の支え手（現役世代、生産年齢人口）が減少する中、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活し続けるためには、介護保険制度だけではなく、地域住民、行政、関係機関が連携し、高齢者を支える多様な日常生活上の支援体制の充実を図る必要があります。

そこで、各地域高齢者支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握、関係者間のネットワークづくりにより、地域ニーズとサービスのマッチング、地域に不足するサービスの創出等に取り組んできました。

今後、生活支援に対するニーズはますます高まることが予想されるため、関係者間での連携を強化し、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

■権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

ひとり暮らし高齢者世帯の増加や人間関係の希薄化が進む中、認知症など様々な理由で物事を判断することが十分にできず、親族による成年後見制度の申立てができない方に対し、財産管理、身上保護の観点から、市長申立てによる成年後見制度の利用を支援しました。また、在宅で高齢者を介護する方が、精神的・身体的負担を重ね、孤立感を深めることによって、追いつめられることがないように、地域高齢者支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携し支援を図りました。

令和4年度に実施した「在宅介護実態調査」によると、主な介護者の7割が60歳以上と老老介護に直面しており、介護保険サービスの的確な利用に加え、年齢を問わず、家族介護者の心身面での支援を提供することが求められています。

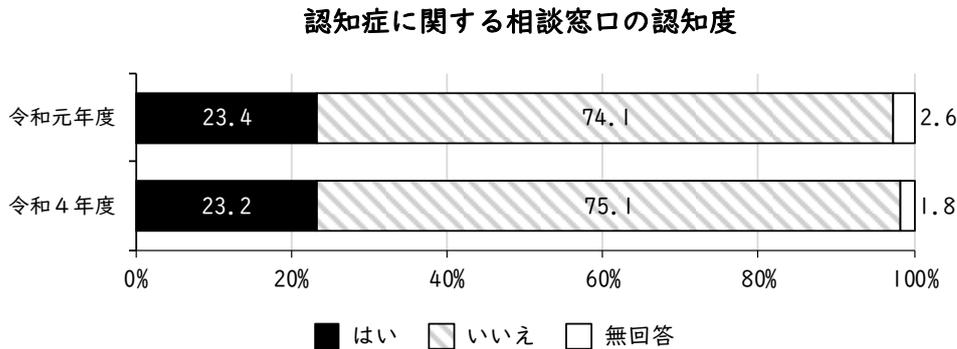
今後もひとり暮らし高齢者世帯が増加することが予想され、認知症や障害等によって、コミュニケーションが困難な状態となり、財産管理や介護・福祉サービスの利用に必要な情報の入手、理解、判断、契約等ができず、不安を抱える高齢者の増加が見込まれます。さらに、介護者や施設従事者からの虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持することは極めて重要です。高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、虐待・犯罪防止の取組と併せて、権利擁護と介護者支援を推進します。

（2）認知症とともに歩む地域づくり

新型コロナウイルスの影響により一時は「認知症サポーター養成講座」等の地域づくりの場は縮小したものの、必要な支援が受けられるよう地域の関係機関と連携した個別的な支援や認知症予防講座を行いました。また、早期診断・早期対応に向け、令和3年度には専門職向け地域包括ケア支援サイトを充実させ、検索ICTの活用をしたほか、認知症初期集中支援事業では、チーム員の訪問による支援体制の拡充を図りました。

令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」の問いに対し、「はい」の回答が23.2%にとどまり、令和元年度から微減であることから、認知症になっても不安なく暮らすことができるよう、相談先や支援先のさらなる周知が必要となっています。また、認知症と認知症の人に関する正しい知識と理解の普及啓発に努めます。

さらに、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月14日成立）」に基づき、第9期計画においては、認知症の人とその家族の視点を重視した普及啓発や居場所づくり、地域づくりによる認知症施策の充実を図ります。



資料：令和元年度・4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（3）健康と生きがいづくり

■生きがいづくり、社会参加の支援

生きがいのある暮らしへの支援として、高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、幅広く交流するための場づくりを推進しました。地域介護予防活動団体の立ち上げや継続した活動を支援し、補助交付団体数の拡充に努めました。

第9期計画においても、地域の中で、できるだけ身近な場で誰もが参加できるよう、地域の資源を活用しながら、居場所づくりを進めることが重要となります。また、人生100年時代を見据え、更なる生きがいづくりや健康寿命の延伸のため、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げることや、「介護予防」に自ら取り組み普及啓発活動を行うボランティアの育成及び活動支援が必要となります。

■健康づくりの推進

高齢者が要介護状態になる原因の一つが生活習慣病であることから、中高年期からの食事や運動等の生活習慣の改善が重要です。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかな生活を送れるよう、健康な生活習慣の確立や介護予防への関心を高めるための取組を、継続して示していくことが求められています。

（4）介護予防・自立支援に向けた取組の推進

第8期計画では、介護予防・生活支援サービス事業に関する現状や将来推計に基づき、自立支援、重度化防止等に資する施策を展開し、多様で柔軟な介護予防・生活支援サービス事業を推進しました。また、利用者の介護予防や状態改善を目指し、よりきめ細やかに対応し適切なサービスを選択できるよう、地域ケア会議の開催など介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組みました。令和3年度からはフレイルチェック事業に関連し、東京大学高齢社会総合研究機構、市民と協働し、市内の商業施設において、産学

官民が連携した高齢者のフレイル予防に関連するイベントを隔月で開催し、普及啓発を図っています。

第9期計画では、介護予防ケアマネジメントがさらに自立支援型となるよう、質の確保及び向上に努めるとともに、引き続き介護予防事業全体にフレイル予防の視点を取り入れ、住民主体の通いの場の拡充による介護予防活動の促進や、産学官民で連携してフレイルに関する知識の普及啓発に努めます。更なる地域包括ケアシステムの推進を図っていくため、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

(5) 介護保険の健全運営と円滑な実施

■良質かつ安定的なサービス提供体制の構築

介護保険制度の適正運営と持続可能性を確保するため、介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図りながら施策を進めてきました。

近年において、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が充実し、施設サービスは、既存施設のあり方を含めた設置状況や中長期的な介護ニーズを勘案したうえで、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて整備することが求められています。

また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」によると、在宅生活を続けるに当たり、利用者及び介護者の双方が抱く介護に対する不安軽減が重要なポイントになることから、在宅生活者の支援及び在宅生活困難者を支えるための「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の地域密着型サービスの整備が引き続き、必要となっています。

また、令和4年度に実施した「介護人材実態調査」によると、採用者数よりも離職者数の方が多いことに加え、介護職員の高齢化が進んでいることから、引き続き、介護分野の担い手となる人材の育成・確保が急務となります。若者・外国人等の新たな人材育成・確保のための取組を実施するとともに、介護ロボットやICT導入による業務効率化の取組を推進していきます。

■給付適正化事業の推進

ケアマネジメントを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携が必要不可欠である給付適正化事業では、介護支援専門員による自立支援、重度化防止に向けたケアプラン作成のための研修やケアプラン点検等を実施しました。

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費は年々増加しています。限られた財源を有効に活用し、真に必要な方に必要なサービスを提供していくために、介護給付の適正化を推進していく必要性、重要性がさらに高まっています。

また、適切なサービスの確保を行うとともに不適切な給付を減らすことは、介護保険制度の信頼を高め、制度の持続可能性を高めていくことにもつながります。

今後、事業の重点化、内容の充実等を行うことが重要であることから、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業に再編し、効果的・効率的な事業の実施を推進します。

■事業者への適切な指定・指導管理体制の強化

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所などの指定・指導権限が、県から市に移譲され、市が指定・指導権限を持つ事業所数は、高齢化の進行によって増加し、県が指定・指導権限を有する介護サービス事業所と合わせると、市内に所在する介護サービス事業所数は年々増加傾向にあります。

指導対象事業所数が増加する中、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、これまでの指導水準を維持していくことが求められています。

また、利用者及びその家族からの施設に対する苦情や相談、あるいは施設における高齢者虐待に関する通報や相談等は増加傾向にあり、周知活動や相談機能の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本構想

1 基本理念と政策目標

第9期計画では、これまでの基本理念や政策目標を受け継ぎながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域共生社会」の考え方を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、事業者や市民との協働のもとに計画を推進していきます。

また、本計画は、第8期計画と同様に、SDGs（持続可能な開発目標）の理念にも対応するものとしします。

【基本理念】

健康で歳を重ねることを楽しみながら自己実現を図り、
介護される時期を遅らせましょう

いつまでも安心して楽しめる、
みんなで支え合う社会を作りましょう

【政策目標】

高齢者とともに取り組む、
住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

寝たきりにさせない、認知症になっても安心な社会

(1) 基本理念

第1期計画からの「健康で歳を重ねることを楽しみながら自己実現を図り、介護される時期を遅らせましょう」に加え、第4期計画から「いつまでも安心して楽しめる、みんなで支え合う社会を作りましょう」を継承しています。

(2) 政策目標

基本理念を踏まえ、第3期計画以降、継承しています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

ここでは、各施策に関連する主なSDGsを示します。

| 重点施策 | 基本施策 | 目標 |
|----------------------|-------------------------------|--------|
| 1 地域包括ケアシステムの深化・推進 | (1)地域高齢者支援センターの機能強化 | 3・8・11 |
| | (2)複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制の推進 | |
| | (3)在宅医療・介護連携等の充実 | |
| | (4)安全・安心に暮らすための生活支援サービスの充実 | |
| | (5)権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援 | |
| | (6)災害・感染症に係る支援体制の整備 | |
| 2 認知症とともに歩む地域づくり | (1)認知症の人とその家族の視点をもった地域づくり | 3・11 |
| | (2)認知症予防 | |
| | (3)医療・介護サービス、地域支援体制の充実 | |
| 3 健康と生きがいづくり | (1)健康と生きがいづくり施策の充実 | 3・11 |
| 4 介護予防・自立支援、重度化防止の推進 | (1)介護予防施策等の充実 | 3・11 |
| 5 介護保険の健全運営と円滑な実施 | (1)介護人材確保施策 | 3・11 |
| | (2)良質かつ安定的なサービス提供体制の構築 | |
| | (3)給付適正化事業の推進 | |
| | (4)事業者への適切な指定・指導管理体制の強化 | |

※SDGs：2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべきゴールを定めた、持続可能でよりよい正解を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲット・230の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（Leave No One Behind）を理念に掲げている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 成果指標

国において、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果を公表するよう努めることが定められたことから、本市の取組結果を評価するための指標及び目標値を次のとおり設定します。

(1) 計画全体に関する成果指標

- ア 健康寿命の延伸を図ります。
- イ 高齢者の活動の場の拡大と社会参加を促進し、生きがいを感じながら過ごせるよう各施策に取り組みます。

【計画全体に関する成果指標】

| 指標 | 現状値（令和4年度） （2022年度） | 目標値（令和8年度） （2026年度） |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|
| ①健康寿命（平均自立期間 ^{※1} ）の延伸 | 男性：83.0歳 女性：85.7歳 | 男性：83.6歳 女性：86.2歳 |
| ②介護・支援を必要としない方の割合 （第1号被保険者） | 86.1% | 84.3% |
| ③生きがいを感じている高齢者の割合 ^{※2} | 57.4% | 62.2% |

※1 国保データベース（KDB）システムによる平均自立期間（要介護2以上を「不健康」、それ以外を「健康」と定義）。現状値及び目標値は、神奈川県が算出した「65歳からの平均自立期間」から設定。なお、現状値（令和4年度）は令和4年度公表値とする。

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における設問「生きがいはありますか」に対する「はい」の割合。令和8年度においては、令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での「はい」の割合を目標として設定。

3 施策の体系

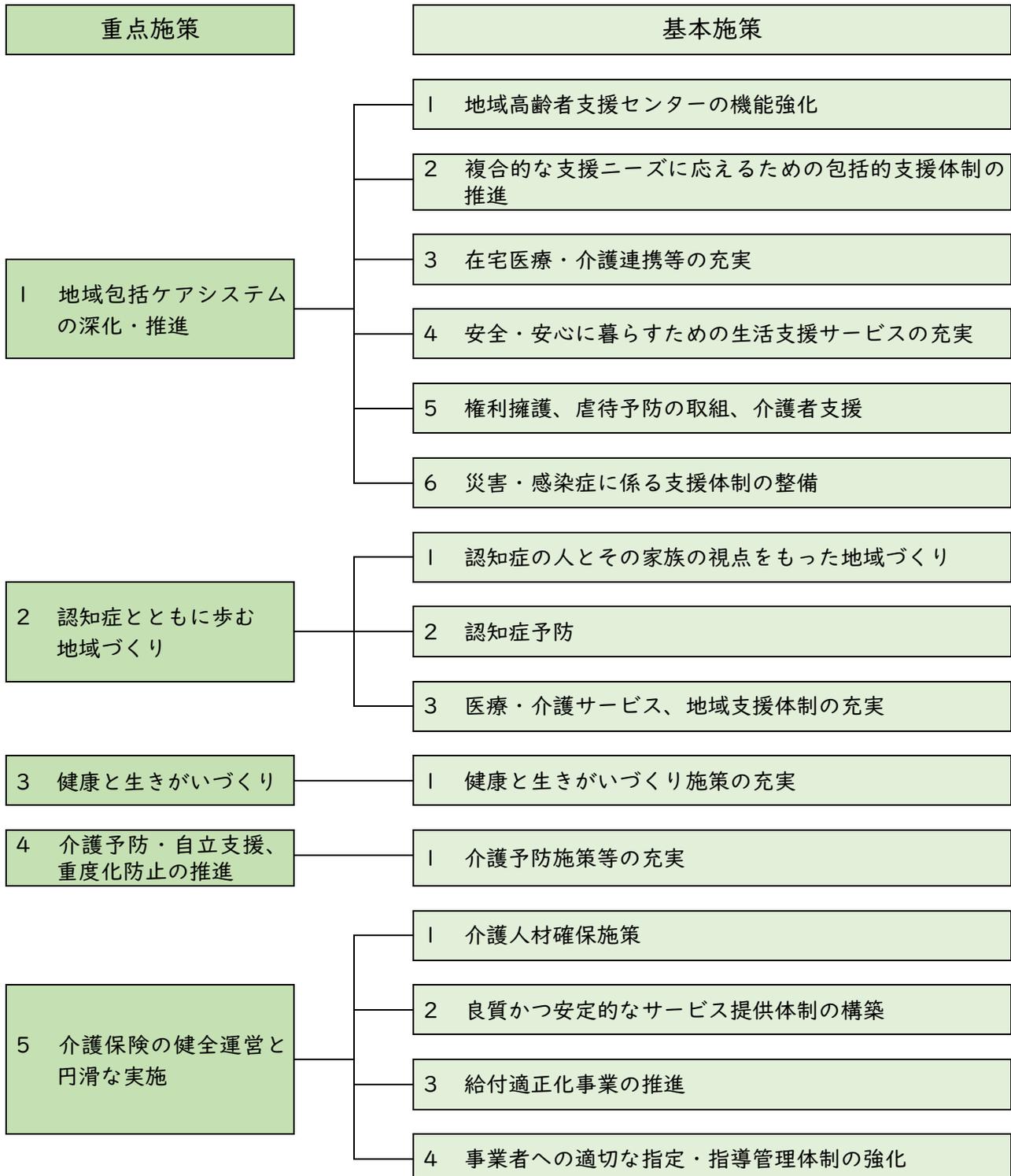
基本理念

健康で歳を重ねることを楽しみながら自己実現を図り、介護される時期を遅らせましょう
いつまでも安心して楽しめる、みんなで支え合う社会を作りましょう



政策目標

高齢者とともに取り組む、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり
寝たきりにさせない、認知症になっても安心な社会



4 重点施策

重点施策Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

【基本施策Ⅰ】地域高齢者支援センターの機能強化

高齢化の進行に伴い増加する高齢者のニーズに適切に対応するため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域高齢者支援センターの機能・体制の強化を図ります。

【基本施策Ⅱ】複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制の推進

生活困窮、ひきこもり、社会的な孤独・孤立、8050問題等の複合化・複雑化した地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、相談を丸ごと受け止め、多機関と連携して、一人ひとりに合った支援を実施します。

【基本施策Ⅲ】在宅医療・介護連携等の充実

医療と介護両方のニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進し、在宅医療サービス及び介護サービスが円滑に提供される仕組みの構築を推進します。

【基本施策Ⅳ】安全・安心に暮らすための生活支援サービスの充実

高齢者の安全・安心な暮らしを実現するため、見守りや配食、ごみ出し、消費者相談など、地域の特性や高齢者の多様な生活スタイルに合った取組を推進します。また、生活支援コーディネーターや生活支援の関係者で構成される協議体を中心に、関係者間とのネットワークづくり、担い手の養成、新たな地域活動や資源の創出等を行い、「地域」の力を生かした支え合いを目指します。

【基本施策Ⅴ】権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

「高齢者の尊厳ある暮らしの実現」を目指し、高齢者の自己決定を支援し、認知症になっても自分らしい人生を全うし、他者から人権や財産を侵されることがない社会となるように努めます。

【基本施策Ⅵ】災害・感染症に係る支援体制の整備

「自助・共助」を念頭に置き、平時からの備えについての周知を強化するとともに、安全な地域で安心して住み続けることができるよう、避難行動要支援者名簿の効果的な活用、個別避難計画の作成や災害時等に備えた体制整備に努めます。また、感染症対策などの健康危機管理の体制強化に努めます。

重点施策2 認知症とともに歩む地域づくり

【基本施策1】認知症の人とその家族の視点をもった地域づくり

認知症の人やその家族の声と視点をもって、認知症と認知症の人について正しい知識と理解が深まるよう普及啓発をするとともに、認知症の人やその家族が継続的に社会とのつながりをもつことができる地域づくりを行い、認知症になっても不安なく自分らしく暮らし続けられる地域共生社会を目指します。

【基本施策2】認知症予防

認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行が緩やかになるためのよりよい日常習慣の確立に向けた普及啓発を推進するとともに、地域において高齢者が身近に通える場を拡充し、認知症予防活動を推進します。

【基本施策3】医療・介護サービス、地域支援体制の充実

かかりつけ医、地域高齢者支援センター、認知症地域支援推進員等の更なる質の向上と連携の強化に努め、認知症を疑われる人が早期に適切な医療や介護サービス、相談等につながる体制整備と、認知症と診断された人や家族に対する支援に努めます。

重点施策3 健康と生きがいづくり

【基本施策1】健康と生きがいづくり施策の充実

高齢者の生きがいづくりや健康寿命の延伸のため、地域社会との交流の場や通いの場などを増やすとともに、健康診査・がん検診の受診率の向上、生活習慣の改善などを推進し、いつまでも元気で楽しく生活することができる社会の形成を目指します。

さらに、働く意欲のある高齢者が生きがいを感じながら地域で活躍できるよう、就労支援に取り組みます。

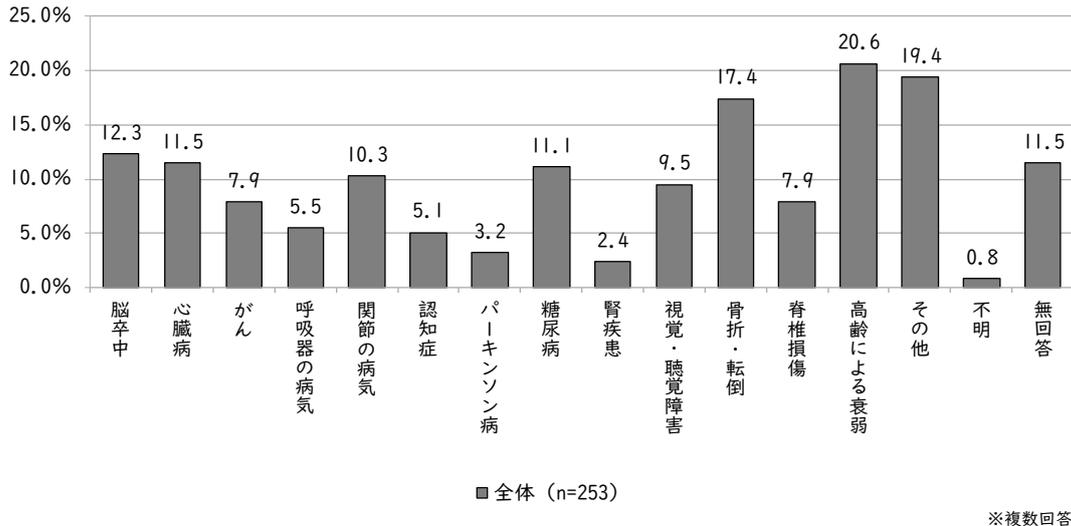
重点施策4 介護予防・自立支援、重度化防止の推進

【基本施策1】介護予防施策等の充実

介護予防のための生活支援や住民同士が身近な場所で集える住民主体の通いの場を拡充し、栄養士、歯科衛生士、機能訓練指導員等専門職を派遣するなど、身体・生活機能改善等に係る取組を推進します。

令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、介護が必要となった原因のうち、疾患等によるものではない高齢による衰弱（フレイル）が20.6%、転倒・骨折は17.4%を占めています。これらは、知識を持ち、予防のための行動をとることで、フレイル状態に陥ることを予防したり、発症時期を遅らせたりすることができます。元気なうちから対策できるよう、知識の普及啓発を図り、仲間づくりや地域とつながりを深める通いの場の拡充と合わせ、健康寿命の延伸を図る取組を推進します。

介護・介助が必要になった主な原因について（再掲）



資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

重点施策5 介護保険の健全運営と円滑な実施

【基本施策1】介護人材確保施策

一段と厳しくなることが予測される介護分野での人材確保について、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに目を向け、介護人材の確保や育成、裾野の拡大に資する事業を展開するとともに、電子申請等の文書負担軽減への具体的な取組や介護ロボットやICT導入等の取組を支援し、介護現場の生産性向上を推進します。

また、介護人材の確保や育成のための研修等について、国や県の介護人材確保策を注視しながら、必要な施策を検討し、対応を継続していきます。

【基本施策2】良質かつ安定的なサービス提供体制の構築

介護度が重くなっても、出来るだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる体制を整えるため、次の地域密着型サービスの整備を推進します。

この整備により、高齢者一人ひとりが活躍でき、ともに支え合える「場」や地域に必要な「機能」の充実を図るとともに、利用者のきめ細かい支援ニーズに対応できる訪問サービス提供体制の構築を目指します。

また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅についても、県との情報連携の強化に努めます。

| 施設種別 | 目標値 | 整備目標時期 |
|------------------|-----|---------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2か所 | 令和7～8年度 |
| 夜間対応型訪問介護 | 2か所 | 令和7～8年度 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1か所 | 令和8年度 |

【基本施策3】給付適正化事業の推進

介護保険制度の信頼性や持続可能性を高めるとともに、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービスを効果的に提供していくため、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」及び「医療情報との突合・縦覧点検」の介護給付費適正化主要3事業の着実な推進を図ります。

【基本施策4】事業者への適切な指定・指導管理体制の強化

介護を必要とする高齢者とその家族が安心してサービスを利用できるよう、介護サービス事業者への適切な指導や助言を行い、サービスの質の向上を図るとともに、県と連携を継続し、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、運営指導や集団指導の実施に努めます。

5 日常生活圏域の設定

(1) 圏域設定理由

本市の日常生活圏域は、「市民が住み慣れた地域で適切なサービスを受けて生活できるように、地理的条件、インフラ等の社会的条件、介護サービス提供等の条件を勘案して定める区域」という日常生活圏域のあり方に基づき、増加し続ける高齢者人口及び高齢者ニーズへの的確かつ持続可能な支援を行えるよう、市内7つの地域高齢者支援センターの担当地域を基本として、第8期計画策定時に3圏域から7圏域へと変更しました。

| 圏域名 | 地区名 |
|-----|---|
| 本町 | 本町、河原町、元町、未広町、入船町、曾屋、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町、水神町、ひばりが丘、富士見町、上大槻、下落合 |
| 南 | 新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢、上今川町、今川町、今泉、大秦町、室町、尾尻、西大竹、南が丘、立野台、今泉台 |
| 東・北 | 落合、名古木、寺山、小蓑毛、蓑毛、東田原、西田原、羽根、菩提、横野、戸川、三屋 |
| 大根 | 南矢名、北矢名、下大槻 |
| 西 | 並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西、堀川、堀山下、沼代新町、柳町、若松町、菖蒲、三廻部、柳川、八沢 |
| 渋沢 | 萩が丘、曲松、渋沢、千村、渋沢上、栃窪 |
| 鶴巻 | 鶴巻、鶴巻北、鶴巻南 |

(2) 圏域別データ ※月報公表され次第に更新します

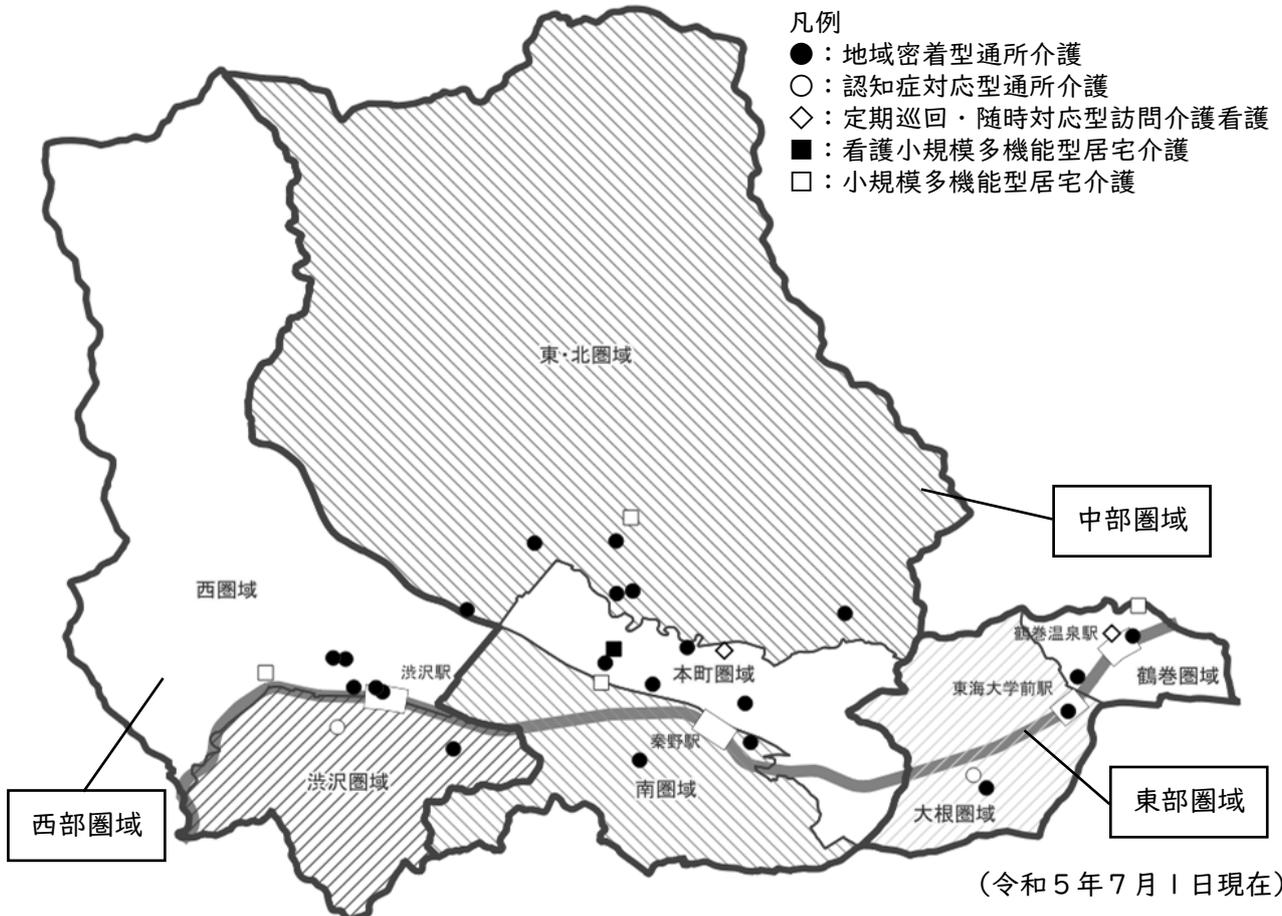
圏域別の高齢化率は、最も割合が高いのは大根地区（34.0%）、最も割合が低いのは南地区（27.6%）となっています。

【日常生活圏域別人口及び比率等（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】

| 区分 | 年度 | 計 | 本町 | 南 | 東・北 | 大根 | 西 | 渋沢 | 鶴巻 |
|---------------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 住民基本台帳人口（人） | | 159,314 | 21,576 | 32,732 | 28,367 | 22,542 | 22,884 | 17,218 | 13,995 |
| 高齢者65歳以上人口（人） | | 49,718 | 6,495 | 9,074 | 9,319 | 7,665 | 7,058 | 5,714 | 4,393 |
| 高齢化率（%） | | 31.2 | 30.1 | 27.7 | 32.9 | 34.0 | 30.8 | 33.2 | 31.4 |
| 認定率（%） | 精査中 | | | | | | | | |
| 施設数（箇所） | | | | | | | | | |

（令和5年10月1日現在）

【日常生活圏域別施設分布図（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】



※日常生活圏域は7圏域に変更しましたが、施設整備上は、従来の3圏域として扱います。
 ※3圏域は次のとおりです。（太い実線で分けしています）
 中部圏域：本町地区、南地区、東・北地区、東部圏域：大根地区、鶴巻地区
 西部圏域：西地区、渋沢地区

第4章 施策の展開

重点施策Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本施策Ⅰ 地域高齢者支援センターの機能強化

■施策の方向性と主な取組

高齢化の進行に伴って増加するニーズに適切に対応するため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域高齢者支援センターの機能・体制の強化を図ります。また、地域高齢者支援センター間の調整・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営につなげるため、地域高齢者支援センターを支援します。

地域ケア会議を活用して市域全体及び各地域の課題を把握するとともに、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、各種団体等と連携することにより、適切に支援が行き届く体制を整備します。また、地域高齢者支援センターがその機能を適切に発揮できるよう、業務実績や取組を評価するとともに、適切な人員を配置し、質の向上を図ります。

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 1・1・1 | 地域ケア会議の推進 | 高齢介護課 |
|-------|-----------|-------|

「地域ケア会議」は、高齢者に対する支援の充実を図るとともに、地域の課題を把握し、地域づくり、資源開発、政策形成など、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域住民と関係者間で顔の見える関係を構築しながら検討する、地域包括ケアシステムの構築を図る重要なツールです。

地域高齢者支援センターは、多職種協働により、ネットワーク構築や地域課題発見機能及び地域づくり・資源開発機能を持つ「地域課題検討型」、「個別プラン検討型」、「処遇困難事例検討型」の地域ケア会議を、市は、地域高齢者支援センターで検討した課題を解決していくために、「秦野市高齢者地域ケア会議」を開催します。これにより新たな施策の検討を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの基盤整備を行い、高齢者の自立支援を促します。

【介護予防・生活支援サービス事業（サービスB・Dを除く）を完全に卒業した件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 110件 | 113件 | 115件 | 120件 | 137件 | 150件 |

①地域課題検討型地域ケア会議

地域における課題の把握と課題解決に向けた必要なネットワークの構築に努めます。複数の個別事例から地域課題を明らかにし、解決するための施策を検討します。

| | |
|-------|--|
| 開催頻度 | 随時開催 |
| 主催 | 各地域高齢者支援センター |
| 目的 | 個別課題の検討や地域のネットワーク構築から導き出された地域課題抽出・解決策の検討など |
| 主な参加者 | 地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか |

②個別プラン検討型地域ケア会議

多職種と連携して、自立支援・重度化防止に資する観点から、個別事例の検討を行い、ケアマネジメントの質の向上に向けて取り組みます。地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を評価するルールや仕組みを検討します。

| | |
|-------|--|
| 開催頻度 | 定期開催 |
| 主催 | 地域高齢者支援センター（合同） |
| 目的 | 各専門職種及び他地域の地域高齢者支援センターの視点から、個別のケアプランについて、自立支援に向けた適切な内容であるか検討する。 |
| 主な参加者 | 地域高齢者支援センター、訪問・通所介護事業所、介護支援専門員、歯科医師、リハビリテーション専門職、管理栄養士、保健師、歯科衛生士、市ほか |

③処遇困難事例検討型地域ケア会議

虐待、生活困窮など複雑な課題を抱えていて対応が難しい個別のケースについて、様々な機関・職種が多様な視点から検討を行い、高齢者等の課題解決を支援します。

| | |
|-------|--|
| 開催頻度 | 必要に応じて随時 |
| 主催 | 各地域高齢者支援センター |
| 目的 | 個別課題の検討、地域のネットワーク構築など |
| 主な参加者 | 地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか |

④秦野市高齢者地域ケア会議

地域高齢者支援センターが実施する地域ケア会議の議事録や決定事項を集約します。優先的に取り組むべき市域全体の課題について検討するとともに、関係者とその情報を共有します。地域ケア会議から明らかになった市域全体の課題解決に向けた取組を推進します。

| | |
|-------|--|
| 開催頻度 | 必要に応じて随時 |
| 主催 | 市 |
| 目的 | 市域全体の課題の検討、地域のネットワーク構築体制の検討、市域全体の課題解決に向けての検討、新しいサービス創出に向けた取組など |
| 主な参加者 | 地域高齢者支援センター、民生委員・児童委員、住民組織、介護支援専門員、介護サービス事業者、市ほか |

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 1・1・2 | 生活支援サービスの提供体制の充実 | 高齢介護課 |
|-------|------------------|-------|

1・4・1に掲載

| | | |
|-------|------------|-------|
| 1・1・3 | 認知症支援の体制整備 | 高齢介護課 |
|-------|------------|-------|

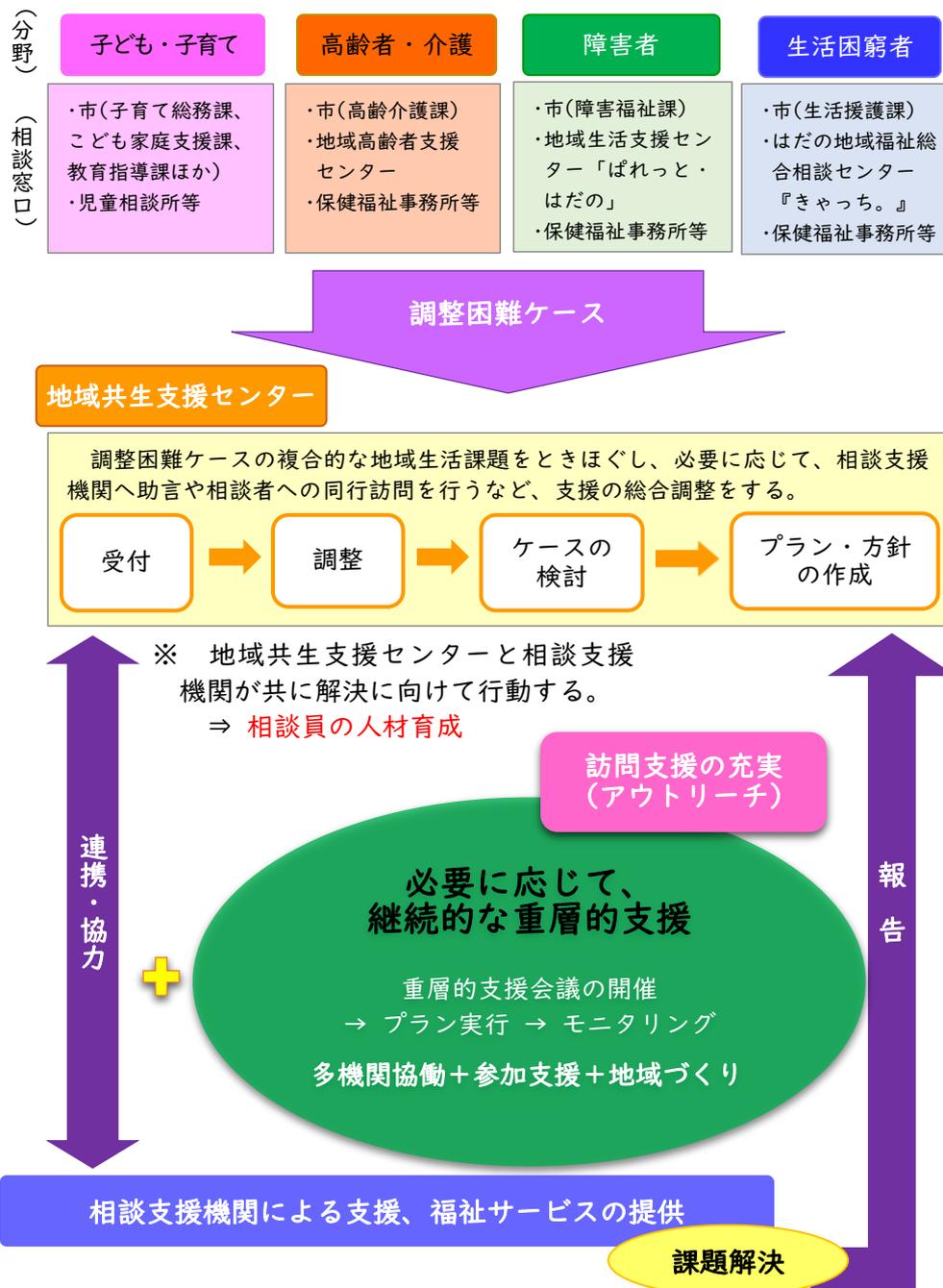
2・3・1に掲載

基本施策2 複合的な支援ニーズに応えるための包括的支援体制の推進

■施策の方向性と主な取組

生活困窮、社会的な孤独・孤立、8050問題等の複合化・複雑化した地域生活課題を抱える個人や世帯に対し、相談を丸ごと受け止めます。解決に向けては、多機関と連携して課題を整理し、介護・福祉・保健等の専門職や関係機関が持つ強みを生かしつつ、一人ひとりにあった支援策を検討していきます。

【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】



| | | |
|-------|--------------------|-------|
| 1・2・1 | 複合的な課題を抱える高齢者等への支援 | 高齢介護課 |
|-------|--------------------|-------|

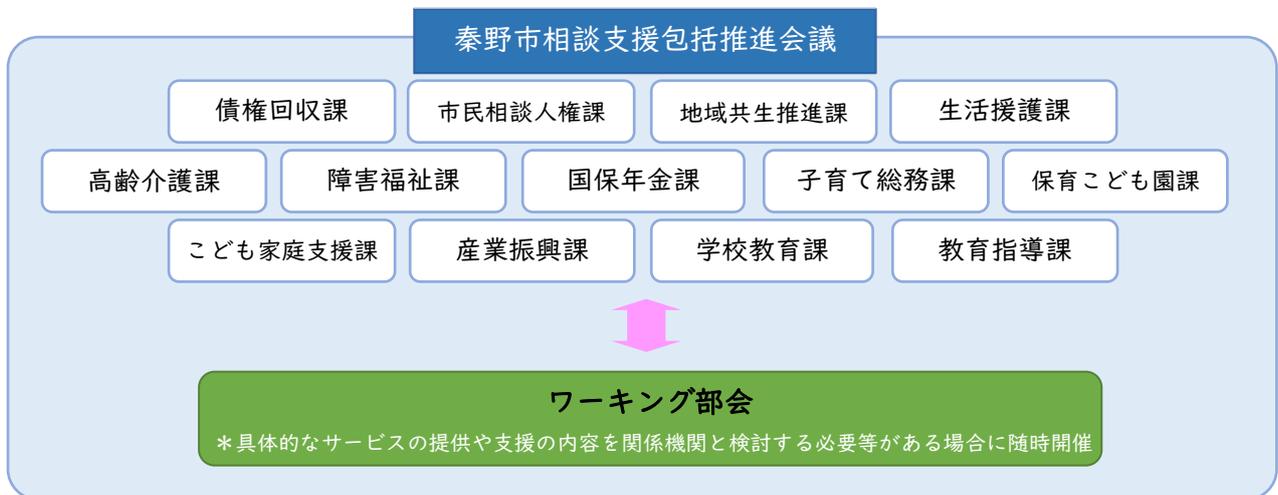
高齢者の増加に伴い、複合的な課題を抱える高齢者も増加傾向にあります。高齢者虐待や地域から孤立した身寄りのない高齢者等への支援など、高齢者を取り巻く複雑・多様化した課題に適切に対応するため、地域高齢者支援センターとともに、必要に応じて消防署、警察署、はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』、関係部署等と連携し、支援します。

| | | |
|-------|------------------------------|---------|
| 1・2・2 | 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化 | 地域共生推進課 |
|-------|------------------------------|---------|

市の横断的組織の「①秦野市相談支援包括推進会議」や高齢者、障害者、子ども分野等の関係機関で構成する「②地域共生ネットワーク協議会」を開催し、事例検討や情報共有等を行うことで、相談員の人材育成と関係機関の連携強化を図ります。

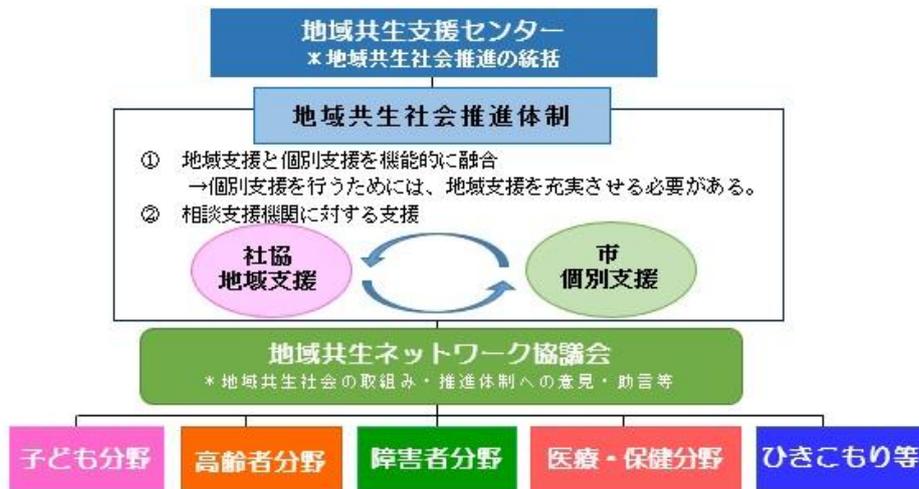
①秦野市相談支援包括推進会議

福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する市内の横断的組織により、複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的に行います。



②地域共生ネットワーク協議会

各分野の構成員から地域共生社会の取り組み及び推進体制への意見又は助言等を求め、連携強化を図ります。



| | | |
|-------|---------------------------|---------|
| 1・2・3 | 地域共生社会推進拠点（地域共生支援センター）の運営 | 地域共生推進課 |
|-------|---------------------------|---------|

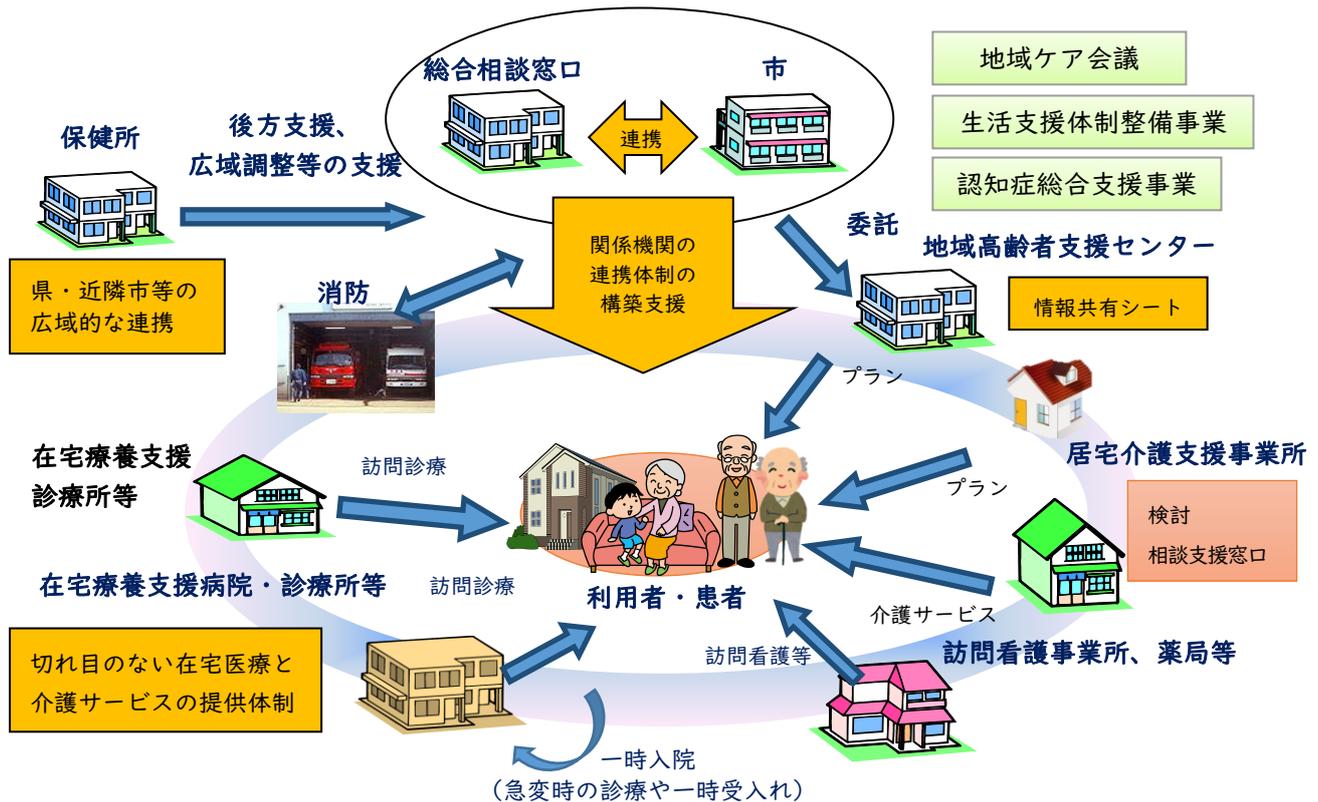
「地域共生支援センター」は、解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため、多機関協働における調整機能を担当し、相談支援機関を支援します。また、支援を総合調整し、関係機関とともに利用者に寄り添った支援に努め、連携強化及び人材育成に取り組めます。

基本施策3 在宅医療・介護連携等の充実

■施策の方向性と主な取組

医療と介護両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所等の関係者との協働・連携を推進します。

【在宅医療・介護連携の体制】



| | | |
|-------|----------------|-------|
| 1・3・1 | 地域の医療・介護の資源の把握 | 高齢介護課 |
|-------|----------------|-------|

地域の医療・介護関係者が、必要なときに照会先や協力依頼先を適切に選択できるよう、情報連携リストを定期的に改定し、秦野市三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の最新情報の収集、整理に努めるとともに、地域包括ケア支援サイトの随時、定期的な更新により、円滑な情報提供を図ります。また、情報連携リストの活用状況の調査等により、掲載情報の拡充や活用しやすいリストの作成に努めるとともに、一般市民への情報公開等を開始し利用範囲の拡大を図ります。

| | | |
|-------|-------------------|-------|
| 1・3・2 | 課題抽出と施策立案及び対応策の検討 | 高齢介護課 |
|-------|-------------------|-------|

居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、医療機関に対する連携状況調査やヒアリング結果、在宅での看取りの状況や在宅療養にかかわる医療介護関連事業所及び高齢者施設への救急対応に関するアンケート等を踏まえ、地域の医療・介護関係者等が参画する秦野市在宅医療・介護連携推進協議会及び作業部会において、連携の現状や課題などを整理し、「4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時、看取り）」ごとに検討をしていく必要があります。

また、場面ごとに目指すべき姿及び原因を検討することにより対応策を検討していく形式とし、山積する課題について優先順位をつけてテーマを選定、実施します。

| | | |
|-------|--------|-------|
| 1・3・3 | 対応策の実施 | 高齢介護課 |
|-------|--------|-------|

在宅での療養が必要となったときの必要なサービスの適切な選択方法や、終末期ケアのあり方、在宅での看取りについて理解を促すため、「4つの場面」ごとに作業部会委員で必要性を検討したテーマに沿って地域住民向けの講演会等の開催やパンフレット等の作成・配布、市ホームページでの公表など、普及啓発に努めます。

また、患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、それぞれの状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、連携シート（在宅サマリー）を活用するとともに、医療・介護関係者のICTを活用した情報共有の支援を図ります。

このほか、医療と介護関係者が事業への理解と相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修会を継続して行います。研修会については既存の地域ケア会議等も活用しながら、認知症への対応支援や入退院時、災害対応時の連携強化を図ります。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、人生の最期をどのように迎えたいか、家族や身近な人と話したことのある割合】

| 実績値 | 目標値 |
|---------------|---------------|
| 令和4年度(2022年度) | 令和7年度(2025年度) |
| 31.9% | 割合の増加 |

【介護保険「保険者シート」における自宅死の割合】

| 実績値 | 目標値 |
|---------------|---------------|
| 令和3年度(2021年度) | 令和6年度(2024年度) |
| 20.9% | 割合の増加 |

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 1・3・4 | 在宅医療・介護連携に関する支援 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

地域の医療・介護関係者がよりスムーズな連携を図るため、令和4年度から秦野伊勢原医師会に委託し、在宅医療・介護連携相談窓口対応を開始しました。市内外の医療機関の相談対応のほか、関係機関等との連携調整や情報共有、対応支援を行い、在宅医療や介護サービスの円滑な提供に努めるとともに、相談内容から地域課題を抽出する等、対応策を検討します。

基本施策4 安全・安心に暮らすための生活支援サービスの充実

■施策の方向性と主な取組

高齢者の安全・安心な暮らしを実現するため、見守りや配食、ごみ出し、消費者相談など、地域の特性や高齢者の多様な生活スタイルに合った取組を推進します。また、生活支援コーディネーターや生活支援の関係者で構成される協議体を中心に、関係者間とのネットワークづくり、担い手の養成、新たな地域活動や資源の創出等を行い、「地域」の力を生かした支え合いを目指します。

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 1・4・1 | 生活支援サービスの提供体制の充実 | 高齢介護課 |
|-------|------------------|-------|

生活支援コーディネーターが把握した地域資源及び地域活動をもとに、地域ニーズとサービスのマッチング、地域に不足するサービスの創出等を行うとともに、誰もが簡単に地域資源情報を活用できるよう一般公開を目指します。また、高齢化に伴う担い手不足が課題となる中、地域活動が継続できるようサポートします。

第1層生活支援コーディネーターは、高齢介護課の職員が担い、引き続き協議体研究会において市域全体に係る課題を検討し、多様な主体への協力依頼等、解決に向けた働きかけを行います。第2層生活支援コーディネーターは、地域高齢者支援センターの職員である強みを生かして、それぞれの地域が抱える課題の把握、解決に向けた地域資源の活用や新たな資源開発に取り組みます。

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 1・4・2 | 地域課題検討型地域ケア会議 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

1・1・1①再掲

| | | |
|-------|----------------|-------|
| 1・4・3 | 担い手やボランティア等の育成 | 高齢介護課 |
|-------|----------------|-------|

- ・認知症サポーターの養成（2・1・3に掲載）
- ・介護予防サポーターの育成・活動支援（3・1・1に掲載）
- ・地域介護予防活動の支援（3・1・2に掲載）
- ・認定ヘルパー・認定ドライバー研修の実施（3・1・8に掲載）
- ・多様な主体による健康づくり活動の推進（3・1・14に掲載）

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 1・4・4 | 高齢者世帯の登録制度の推進 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

「ひとり暮らし高齢者等登録」の制度に登録した高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員、地域高齢者支援センター、消防本部が連携し、高齢者が安心して生活を送れるように見守り活動等を行います。

また、未登録世帯に対して定期的に一斉調査を実施し、登録制度の周知と登録促進に努めます。

【ひとり暮らし高齢者等登録制度の新規登録世帯数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 332世帯 | 254世帯 | 1,200世帯 | 250世帯 | 280世帯 | 1,000世帯 |

| | | |
|-------|-----------|----------------|
| 1・4・5 | 福祉サービスの充実 | 高齢介護課 障害福祉課 |
|-------|-----------|----------------|

①給食サービスの実施（高齢介護課）

ひとり暮らしをしている高齢者や、身体に不自由がある等で、自立した生活を送ることが難しい高齢者に対し、安否の確認も兼ねて、バランスのとれた食事を定期的に配達します。

【給食サービス利用者数（上段）と延べ利用件数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 248人 | 204人 | 220人 | 250人 | 260人 | 270人 |
| 11,905件 | 10,106件 | 11,000件 | 12,000件 | 12,500件 | 13,000件 |

②緊急通報システムの推進（高齢介護課）

緊急時に迅速な救急活動を行うため、緊急通報システム装置を貸与し、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安を解消します。

【緊急通報システム利用者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 210人 | 347人 | 500人 | 650人 | 800人 | 900人 |

③見守りキーホルダーの交付（高齢介護課）

外出先での急病、事故や認知症による徘徊等に対応するため見守りキーホルダーを交付し、本人の情報や緊急連絡先などの情報を迅速に確認できるようにします。

【見守りキーホルダーの交付者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 3,575人 | 3,884人 | 4,500人 | 5,000人 | 5,500人 | 6,000人 |

④移送サービスの促進（障害福祉課）

寝たきり登録をしている高齢者等に対して福祉タクシー券を交付し、日常生活における移動の利便性を高めます。

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 1・4・6 | ほほえみ収集の実施 | 環境資源対策課 |
|-------|-----------|---------|

ごみ収集場所にごみを持ち出すことが困難な高齢者・障害者・傷病者の世帯に対し、ごみの戸別収集を実施し、声かけなどにより安否確認をします。

今後、さらなる高齢化に伴う対象世帯数の増加に備え、関係部署が連携し、潜在対象者数を把握したうえで収集体制の見直しを行い、事業内容について他の福祉サービスとの整合性を図りながらごみ出し困窮世帯の需要に応えます。

| | | |
|-------|----------------|-------|
| 1・4・7 | 福祉のまちづくりの啓発・普及 | 建築指導課 |
|-------|----------------|-------|

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、高齢者や障害者等が自分の意思で安心して自由に行動し、快適な社会生活を達成することができるまちづくりを目指して、引き続き、協議・指導・助言をします。

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 1・4・8 | クールシェルターの推進 | 高齢介護課 |
|-------|-------------|-------|

高齢者の熱中症対策として、今後も猛暑が続くことが予想されるため、暑さや日差しから身を守る一時休憩場所（クールシェルター）として協力してもらえよう、継続して各公共施設や商業者等に呼びかけます。

【クールシェルターポスター配付数】

| 実績値 | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 506枚 | 595枚 | 483枚 | 486枚 | 489枚 | 492枚 |

| | | |
|-------|-----------------|----------------|
| 1・4・9 | 高齢者の外出支援の検討及び展開 | 高齢介護課 交通住宅課 |
|-------|-----------------|----------------|

運転免許証の返納や身体的な問題等により、日々の買い物、通院等の外出が困難な人を支援するため、公共交通の利用や福祉有償運送制度の活用を促進するとともに、AIオンデマンド交通等次世代交通サービス、地域の実情に合わせた外出支援活動を検討します。

また、地域住民の支え合いによる移動支援について、新たなボランティア団体の立ち上げを支援するとともに、すでに取組が始まっている団体における活動範囲の拡大や新たな利用者及び担い手の確保に向けて、周知の強化を図っていきます。

| | | |
|--------|------------------------|----------------------------|
| 1・4・10 | 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の支援 | 高齢介護課 まちづくり計画課 交通住宅課 |
|--------|------------------------|----------------------------|

一定の人口密度や機能を有する生活圏のまとまりを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえながら、住宅・福祉等に関係する部署や民間事業者が連携し、高齢者が心身の状態の変化等に応じて、自分に合った生活拠点の確保や、スムーズな住み替えができるよう、必要な支援を行う体制を整えます。

| | | |
|--------|----------|------------------|
| 1・4・11 | 消費者相談の充実 | 地域安全課 市民相談人権課 |
|--------|----------|------------------|

高齢者をターゲットにした架空請求や不当請求などの消費者トラブルが増加、悪質化している中、消費者被害の未然及び拡大防止のため、消費者相談機能の充実、高齢者の生活にかかわりが深い関係団体への見守り者育成講座の実施、地域高齢者支援センターと連携した啓発に取り組みます。

また、緊急情報メールの配信やSNS、車両広報による防犯情報等の発信により注意喚起を実施します。

| | | |
|--------|--------------|-------|
| 1・4・12 | 防犯・交通安全対策の推進 | 地域安全課 |
|--------|--------------|-------|

オレオレ詐欺をはじめとした特殊詐欺など、近年高齢者への被害が多発している犯罪を未然に防止するため、秦野警察署などの関係機関との連携を密にし、防犯キャンペーンを実施し、詐欺の発生件数が多い時には、防災行政無線や緊急情報メールなどを使って注意を呼びかけます。

また、自治会、老人クラブ等からの依頼による、秦野警察署等と連携した防犯研修会や交通安全教室を実施します。交通安全教室では、安全運転を継続するために、加齢に伴うリスクを回避する自覚を持つように啓発します。

【年間犯罪発生件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 484件 | 566件 | 369件 | 560件 | 555件 | 550件 |

【防犯研修会の開催回数（上段）と参加者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 6回 | 12回 | 5回 | 15回 | 15回 | 15回 |
| 183人 | 400人 | 160人 | 500人 | 500人 | 500人 |

【交通安全教室の開催回数（上段）と参加者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 19回 | 19回 | 6回 | 20回 | 20回 | 20回 |
| 453人 | 506人 | 372人 | 600人 | 600人 | 600人 |

基本施策5 権利擁護、虐待予防の取組、介護者支援

■施策の方向性と主な取組

高齢者の自己決定を支援し、認知症になっても家族や地域が支えることで自分らしい人生を全うでき、さらに他者から人権や財産を侵されない取組が重要となります。

高齢者支援に携わる関係機関や関係団体などとのネットワークを強化し、高齢者の権利利益の養護と高齢者を介護している家族等への支援の充実を図ることで高齢者虐待を予防し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「高齢者の尊厳ある暮らしの実現」を目指して取り組みます。

| | | |
|-------|------------|---------------------------|
| 1・5・1 | 権利擁護の取組の充実 | 地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課 |
|-------|------------|---------------------------|

高齢化により成年後見制度の必要性が高まる中、必要な人に支援が届く体制を整備するため、地域福祉計画に基づき、地域高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ります。

また、どの地域に住んでいても必要とする人が制度を利用できるように、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体等が連携し、地域で支え合う仕組みとして「中核機関」に成年後見利用支援センターを位置付け、「地域連携ネットワーク」の強化を図ります。

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 1・5・2 | 高齢者虐待の予防と早期発見 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

高齢者虐待防止を推進するため、広報・普及啓発、早期発見、見守り、関係機関と連携した介入支援を図るためのネットワークを構築し、成年後見制度の市長申立てや措置に関する手続を迅速に行います。関係機関等と連携して、介護者の疲労や閉塞感に寄り添った支援に努めるとともに、虐待を行った養護者に対する相談支援等に取り組み、高齢者虐待の予防に努めます。

| | | |
|-------|--------------|-------|
| 1・5・3 | 紙おむつの給付事業の実施 | 高齢介護課 |
|-------|--------------|-------|

在宅で、要介護認定者を介護している家族の負担を軽減するため、より経済的な苦しさを感じている方が今後も利用できる制度として見直したうえで、紙おむつの費用の一部を助成します。

【紙おむつ給付事業の利用者数（上段）と延べ利用件数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値（制度見直し後） | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 206人 | 220人 | 266人 | 170人 | 185人 | 200人 |
| 1,358件 | 1,383件 | 1,440件 | 930件 | 1,000件 | 1,070件 |

| | | |
|-------|----------|-------|
| 1・5・4 | 介護者支援の充実 | 高齢介護課 |
|-------|----------|-------|

年齢を問わず、介護者が悩みを抱え込んだり、介護離職したりすることがないように、介護者の電話相談窓口「介護者ほっとライン」等の相談先を周知するとともに、関係部署等と連携した相談支援体制を継続します。

地域の家族会や各地域高齢者支援センター等と連携し、介護方法や各種制度等について学ぶ「介護者セミナー」や、介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の不安の軽減を図ります。

基本施策6 災害・感染症に係る支援体制の整備

■施策の方向性と主な取組

高齢者は、災害が発生した場合、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれます。「自助・共助」を念頭に置き、平時からの備えについての周知を強化するとともに、避難行動要支援者名簿の効果的な活用や災害時等に備えた体制整備・訓練を推進し、安全・安心に地域に住み続けることができるよう取組を推進します。また、避難行動要支援者対策として、地域における安否確認、避難誘導、救出救助などの支援体制整備や個別避難計画作成を実施します。

| | | |
|-------|---------|-----------------------|
| 1・6・1 | 災害対策の推進 | 防災課 高齢介護課 障害福祉課 |
|-------|---------|-----------------------|

①防災講習会の実施（防災課）

近年の気象状況の激化や突発的に発生、激甚化・頻発化する災害に対して、適切な避難行動を取ることができるよう、防災講習会を通じて周知及び啓発を行います。

【防災講習会の実施回数（上段）と参加者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 34回 | 48回 | 50回 | 40回 | 40回 | 40回 |
| 1,481人 | 2,442人 | 2,500人 | 3,000人 | 3,000人 | 3,000人 |

②避難行動要支援者名簿の更新・配付と個別避難計画作成

（高齢介護課・障害福祉課・防災課）

避難行動要支援者対策として、自治会長、民生委員・児童委員及び地域高齢者支援センター等に対して年2回名簿を提供し、介護支援専門員等との協働のもと、地域における安否確認、避難誘導、救出救助などの支援体制整備や個別避難計画作成を実施します。

【避難行動要支援者名簿更新・配付回数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

③家具転倒防止対策（防災課）

発生が危惧されている大規模地震による人的被害を最小限に留めるため、家具転倒防止機器設置事業の普及啓発を推進し、高齢者が安心して生活できる環境を整備します。

【家具転倒防止対策実施回数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 1回 | 2回 | 10回 | 10回 | 10回 | 10回 |

| | | |
|-------|--------------------------|--------------|
| 1・6・2 | 危機管理部局及び関係機関と連携した防災訓練の実施 | 高齢介護課 防災課 |
|-------|--------------------------|--------------|

災害が発生し、又はその危険性が高まったときに、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するためには個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。地域高齢者支援センターや介護支援専門員協会等の協力を得ながら、防災訓練を実施するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画作成を進めます。また、高齢者及びその家族が日ごろからの備え（災害発生時の安全確保、避難する場所とその避難方法、避難所での生活、介助等生活における最低限必要な物の確保）について準備ができるように、必要な情報について周知します。

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 1・6・3 | 感染症予防及び発生時の体制整備 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されたことで一定の区切りを迎えたものの、感染が再拡大しないよう引き続き注意していくことは重要です。また、それ以外の感染症にも、これまでどおり注意する必要があります。

今後も新たな感染症の出現等に備え、関係機関と連携し、感染症の発生時における介護サービス事業者等が必要とする物資について備蓄・調達・輸送体制の整備及び支援・応援体制の構築に努めます。

重点施策2 認知症とともに歩む地域づくり

基本施策1 認知症の人とその家族の視点をもった地域づくり

■施策の方向性と主な取組

さらなる高齢化の進展に伴い、認知症の人の増加も見込まれています。また、若年性認知症は、その特性と社会的な背景により、高齢者とは異なる問題が生じます。認知症になっても不安なく自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人に対する先入観の払しょくと正しい理解が必要です。「認知症にやさしいまち」を目指して、地域で暮らす認知症の人とともにこれからの地域づくりのあり方を検討し、地域の理解を深めるとともに、認知症の人（若年性認知症を含む）とその家族の声や視点をもった地域づくりを行います。

また、認知症になっても、継続的に社会とのつながりがある地域づくりを行い、認知症の人やその家族が社会から孤立せずに、社会の一員として暮らせる取組を推進します。

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 2・1・1 | 認知症の人と家族の声や視点を把握する取組の推進 | 高齢介護課 |
|-------|-------------------------|-------|

認知症の人が集い、本人同士が自らの体験や希望、必要としていることを語り合う「本人ミーティング」や家族の集いを開催し、認知症の人の意見を把握し、その視点を認知症施策への反映に努めます。

【本人ミーティングの実施回数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| — | — | 1回 | 3回 | 5回 | 7回 |

| | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 2・1・2 | 認知症と認知症の人を正しく理解するための普及啓発 | 高齢介護課 |
|-------|--------------------------|-------|

認知症基本法で定めた、「認知症の日」（9月21日）と「認知症月間」（9月）に合わせ、関係機関や団体と連携してライトアップ等のイベントを行うとともに、認知症に関する地域の理解を深めるため、認知症の人の声を起点とした普及啓発について検討します。

また、発症予防から発症後の進行に合わせたケアの流れや資源を掲載した「認知症ケアパス（ガイドブック）」やホームページ等について、今後の生活に対する不安や心配を持つ認知症の人や家族への道しるべとなるよう、活用に努めます。

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 2・1・3 | 認知症サポーターの養成 | 高齢介護課 |
|-------|-------------|-------|

認知症の人への理解が深まるよう、地域、職域及び学校等、特に認知症の人と日常生活で接する機会の多い企業や事業所、公共交通機関等において、キャラバン・メイトによる「認知症サポーター養成講座」が開催できるよう、積極的に働きかけます。

さらに「ステップアップ講座」等を実施し、認知症の人に関する活動に積極的に参加できるよう支援するほか、関係機関や団体とともに、認知症の人や地域の支援ニーズにつながる仕組みづくりに努めます。引き続き秦野市キャラバン・メイト連絡協議会と連携し、キャラバン・メイトの定期的な養成や、主体的な地域活動への支援を行います。

【認知症サポーター養成延べ人数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 14,533人 | 15,097人 | 15,800人 | 16,600人 | 17,500人 | 18,500人 |

| | | |
|-------|-----------------------|-------|
| 2・1・4 | 認知症の人やその家族の居場所づくりへの支援 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------------|-------|

認知症の人同士がつながる「本人ミーティング」の開催や、認知症の人やその家族が地域とつながる居場所である「認知症カフェ」への運営経費の一部助成等の支援、ニーズに合わせたピア活動への支援を行い、認知症の人やその家族の心理的な負担の軽減を図るとともに、社会の一員として社会参加できる地域を目指します。

【本人ミーティングの実施回数】（2・1・1再掲）

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| — | — | 1回 | 3回 | 5回 | 7回 |

基本施策2 認知症予防

■施策の方向性と主な取組

認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにすることを目的に、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的な孤立の解消や役割の保持等ができるよう、地域において高齢者が身近に通える場を拡充し、認知症予防活動を推進します。

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 2・2・1 | 認知症予防講座等の開催 | 高齢介護課 |
|-------|-------------|-------|

認知機能低下及び認知症のリスク低減につながるよう、日常生活で続けられる認知症予防効果のある運動などを取り入れた認知症予防講座（認知機能改善プログラム）や、認知症専門医等による講演会等を開催するとともに、関係機関と連携を図りながらよりよい日常習慣の確立に向けた普及啓発に取り組めます。

また、関係部署と連携を図り、身近な場所で気軽に通うことができる居場所づくりを推進し、認知症予防活動を展開します。

基本施策3 医療・介護サービス、地域支援体制の充実

■施策の方向性と主な取組

認知症の人や家族にとっては、同じような経験をしている仲間との出会いや、早い段階での準備や対応が、その後の生活に良い影響を与えているといわれています。本人や家族、周囲が認知症を疑ったときには、早期に適切な医療や介護サービス、相談等につなげられ、認知症と診断された人や家族が抱く今後の生活への不安や心配に適切な支援が受けられるよう、地域支援体制の充実に努めます。

かかりつけ医、地域高齢者支援センター、認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等の連携を強化し、さらなる質の向上を図ります。また、認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを行います

| | | |
|-------|------------|-------|
| 2・3・1 | 認知症支援の体制整備 | 高齢介護課 |
|-------|------------|-------|

各地域高齢者支援センターに1名ずつ配置した認知症地域支援推進員が、支援機関間や医療と介護の有機的な連携づくり、相談等の対応など、認知症の人やその家族の支援を効果的に行う体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを行います。

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 2・3・2 | 認知症初期集中支援推進事業の実施 | 高齢介護課 |
|-------|------------------|-------|

認知症専門医、病棟看護師、精神保健福祉士、保健師などの専門職、地域高齢者支援センターの職員で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症地域支援推進員と定期的な連携を図り、認知症の人やその家族への、早期診断・早期対応に向けた支援を引き続き行います。認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した日常生活をサポートします。

| | | |
|-------|----------------------|-------|
| 2・3・3 | 迷い高齢者等SOSネットワーク事業の充実 | 高齢介護課 |
|-------|----------------------|-------|

認知症の高齢者が行方不明になった場合に備え、迷い高齢者等SOSネットワーク事業を周知し、警察や消防、福祉関係機関等に登録情報を提供します。行方不明の高齢者が発生した場合は、速やかに関係機関、交通機関等に搜索依頼を行い、早期発見につなげます。

【迷い高齢者等SOSネットワーク事業登録者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 88人 | 101人 | 130人 | 140人 | 150人 | 160人 |

| | | |
|-------|--------------|-------|
| 2・3・4 | 見守りキーホルダーの交付 | 高齢介護課 |
|-------|--------------|-------|

1・4・5③再掲

重点施策3 健康と生きがいがづくり

基本施策1 健康と生きがいがづくり施策の充実

■施策の方向性と主な取組

高齢者の趣味や特技を通じた地域社会との交流、地域での介護予防の担い手養成や通いの場の立ち上げを支援することで、生きがいがづくりや健康の増進につなげ、いつまでも元気で楽しく生活することができる社会の形成を目指します。また、健康診査の受診や多様な主体による健康づくり活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。さらに、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて、生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを行います。

| | | |
|-------|-------------------|-------|
| 3・1・1 | 介護予防サポーターの育成・活動支援 | 高齢介護課 |
|-------|-------------------|-------|

介護予防サポーターとは、「介護予防」を自ら実践し、介護予防に関する普及啓発活動を行うボランティアです。本市でも介護予防につながる運動・口腔・栄養に関する活動を行う人を「いきいきはだのサポーター」と呼び、活動に役立つ最新の知見や活動に当たっての心構え、フレイルチェック等の研修を行い、引き続き地域における介護予防活動を後押しすることで、健康寿命の延伸に努めます。

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 3・1・2 | 地域介護予防活動の支援 | 高齢介護課 |
|-------|-------------|-------|

高齢者にとっては居場所となり、支え手にとっては社会参加や生きがいとなるような、地域住民や民間事業者による自主的な介護予防活動を支援します。地域に通いの場を立ち上げ、継続していくことができるように活動経費の一部を補助するほか、市が活動を認定し、活動内容等の周知を支援します。利用者が安心して利用できるほか、様々な主体が参入しやすくなり、地域独自の支え合いの関係づくりを促進します。

【地域介護予防活動団体の補助交付団体数（上段）と認定団体数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 67団体 | 69団体 | 68団体 | 80団体 | 85団体 | 90団体 |
| 15団体 | 15団体 | 16団体 | 17団体 | 18団体 | 19団体 |

| | | |
|-------|------------|-------|
| 3・1・3 | 老人クラブ活動の支援 | 高齢介護課 |
|-------|------------|-------|

高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持って生活していくために、地域のつながりや健康寿命を伸ばすための活動に対して支援を行います。

【老人クラブの数（上段）と会員数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 41クラブ | 39クラブ | 38クラブ | 39クラブ | 40クラブ | 41クラブ |
| 2,614人 | 2,329人 | 2,236人 | 2,300人 | 2,350人 | 2,400人 |

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 3・1・4 | ふれあい農園の設置、シルバーカルチャースクール | 高齢介護課 |
|-------|-------------------------|-------|

高齢者の生きがいがづくり、健康づくり、社会参加を促進するため、ふれあい農園やシルバーカルチャースクールの活動を継続して支援します。

| | | |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 3・1・5 | シルバー（高齢者）向けの講座等の開催 | 生涯学習課 地域安全課 高齢介護課 |
|-------|--------------------|-------------------------|

①シルバー（高齢者）向け講座の開催（生涯学習課）

高齢者の社会参加や生きがいがづくりのための趣味・学習活動等の講座を、公民館を拠点として実施します。また、専門機関と連携し、各地域の課題などを把握して、その問題解決へ向けての各種講座を実施します。

【開催回数と延参加者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 71回 | 106回 | 94回 | 110回 | 110回 | 110回 |
| 1,332人 | 1,779人 | 2,223人 | 2,200人 | 2,200人 | 2,200人 |

②広畑ふれあい塾の開催（生涯学習課）

市民自身が蓄えた知識や特技を生かして講師となり、趣味・教養・学習活動等の事業を受講生とともに作り上げていく「広畑ふれあい塾」の運営体制を推進し、引き続き中高年のニーズに応えた幅広い講座の運営ができるように支援します。

【開催講座数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 67講座 | 59講座 | 60講座 | 68講座 | 68講座 | 70講座 |

③出前講座の実施（地域安全課・高齢介護課）

地域全体で介護予防や防犯の意識が高まるよう、専門職等が講師となり、通いの場等に出向いて引き続き講座を実施します。

【出前講座の実施回数（上段）と延参加者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 113回 | 141回 | 136回 | 150回 | 150回 | 150回 |
| 2,021人 | 2,654人 | 2,572人 | 2,800人 | 2,800人 | 2,800人 |

| | | |
|-------|------------|-------|
| 3・1・6 | 地域敬老事業への支援 | 高齢介護課 |
|-------|------------|-------|

地域福祉の中心的な役割を担う各地区の社会福祉協議会が主体となって実施している、長寿を祝う敬老事業に対し、高齢者の生きがいや健康づくりのきっかけとなるよう支援をします。

【地域敬老事業の対象者数（上段）と敬老会出席者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 23,146人 | 24,366人 | 25,962人 | 27,000人 | 28,500人 | 30,000人 |
| 0人 | 398人 | 2,000人 | 4,200人 | 4,400人 | 4,600人 |

| | | |
|-------|-----------------|------------------|
| 3・1・7 | ボランティア、市民活動への支援 | 市民活動支援課 高齢介護課 |
|-------|-----------------|------------------|

①市民活動等への支援、市民力を生かした協働事業の促進（市民活動支援課）

誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりを目指し、はだの市民活動団体連絡協議会と連携して、市民活動サポートセンターによる市民活動の情報提供や相談窓口の充実を図ります。また、ボランティア体験事業やNPO向け実務講座など、本市の市民活動を支援する事業を展開します。

【はだの市民活動団体連絡協議会の加盟団体数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 50団体 | 51団体 | 49団体 | 49団体 | 49団体 | 49団体 |

②住民主体の通いの場等への支援（高齢介護課）

地域住民等で構成するボランティア団体が、要支援認定者等を対象に行う生活支援等の訪問サービスや通いの場等の通所サービスに対し、その活動に要する経費の一部を補助します。

※4・1・1介護予防・日常生活支援総合事業として実施しています。

| | | |
|-------|---------------------|-------|
| 3・1・8 | 認定ヘルパー、認定ドライバー研修の実施 | 高齢介護課 |
|-------|---------------------|-------|

①認定ヘルパー養成研修

本市独自の介護予防事業である、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型・住民主体型サービスの従事者を養成する研修を実施します。介護人材を募集している介護サービス事業者に対し、受講者（希望者のみ）に関する情報提供を行い、研修修了者の就労を支援するとともに、活動の場の拡大に向けて検討します。

【研修開催回数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

②地域支え合い型認定ドライバー養成研修

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型移動支援サービスの従事者や、地域で高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修を実施します。また、ボランティア活動に興味がある受講者だけを集めたステップアップ講座等を開催し、新たな担い手の育成及び確保につなげていきます。

【研修開催回数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

| | | |
|-------|----------------|-------|
| 3・1・9 | シルバー人材センターへの支援 | 高齢介護課 |
|-------|----------------|-------|

働く意欲があり、心身ともに健康な高齢者がその経験・能力を生かし、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう、高齢者の地域社会への参加や活動の場の拡大につながるための支援を実施します。

【シルバー人材センターの会員数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 734人 | 733人 | 735人 | 740人 | 745人 | 750人 |

| | | |
|--------|----------|-------------------------|
| 3・1・10 | 高齢者の就労支援 | 高齢介護課 産業振興課 農業振興課 |
|--------|----------|-------------------------|

地域の活性化や健康寿命の延伸、医療や介護にかかる費用の削減を目指し、高齢者が地域で生きがいを感じながら活躍できるよう、就労相談窓口を開設し、個別相談や求人開拓による就労支援を行います。

また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」や、国及び関係機関の高齢者雇用対策に係る取組の周知を図り、就労環境の整備促進に努めます。

【相談窓口における年間就業者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| — | — | — | 100人 | 110人 | 120人 |

| | | |
|--------|----------|-----------------|
| 3・1・11 | 健康づくりの推進 | 国保年金課 健康づくり課 |
|--------|----------|-----------------|

秦野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、特定健康診査受診率、特定保健指導利用率の向上に向け、受診行動に結びつくための生活習慣病を理解するきっかけづくりや地域・職域との連携による取組を行います。

| | | |
|--------|---------------------|--------|
| 3・1・12 | よりよい生活習慣の確立に向けた普及啓発 | 健康づくり課 |
|--------|---------------------|--------|

高齢者が要介護状態になる原因のひとつに生活習慣病があり、その予防はとても重要です。秦野市健康増進計画「健康はだの21」に基づき、引き続き生活習慣の改善についての普及啓発を実施するとともに、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

| | | |
|--------|---------------|--------|
| 3・1・13 | がん対策及び疾病の早期発見 | 健康づくり課 |
|--------|---------------|--------|

職域での受診機会が少ない女性特有のがん検診の受診率向上に向け、定期的に検診が受けられる体制整備及びがん予防についての正しい知識や理解を深めるための普及啓発に努めます。

【肺がん検診受診率】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 19.2% | 19.2% | 19.2% | 19.0% | 20.0% | 21.0% |

| | | |
|--------|--------------------|--------|
| 3・1・14 | 多様な主体による健康づくり活動の推進 | 健康づくり課 |
|--------|--------------------|--------|

身近な場所で、人や地域とつながりながら身体活動・運動が取り組めるような環境づくりに努め、「はだのさわやか体操」を通じた地域活動を行うボランティアの育成を行うとともに、地域の主体的な健康づくりを支援します。

【体操会（※）の延べ参加者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 448人 | 406人 | 450人 | 500人 | 550人 | 600人 |

（※）体操普及ボランティア（さわやかマスター）が主体となって運営し、自由に参加できる地域の体操会（丹沢あおぞら体操会、ご近所体操会など）

| | | |
|--------|------------------------|------------------|
| 3・1・15 | 高齢者のスポーツ・レクリエーション機会の充実 | スポーツ推進課 高齢介護課 |
|--------|------------------------|------------------|

高齢者が、心身ともに健康を保ち、生き生きとした生活を送るとともに、コミュニケーションツールとして社会参加を促進するため、スポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。

| | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 3・1・16 | 施設の運営 | 高齢介護課 こども育成課 地域共生推進課 健康づくり課 |
|--------|-------|--------------------------------------|

①広畑ふれあいプラザ（高齢介護課）

介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び世代間交流事業を充実させるとともに、地域交流の場として開かれた施設運営を図ります。

【広畑ふれあいプラザの利用件数（上段）と延べ利用者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 2,899件 | 3,726件 | 3,800件 | 4,000件 | 4,000件 | 4,000件 |
| 33,054人 | 47,843人 | 48,000人 | 70,000人 | 70,000人 | 70,000人 |

②末広ふれあいセンター（こども育成課・高齢介護課）

介護予防拠点施設と児童館機能を合わせ持つ施設として、健康づくり、生きがいつくり、世代間交流事業を充実させるとともに、地域交流の場として開かれた施設運営を図ります。

【末広ふれあいセンターの利用件数（上段）と延べ利用者数（下段）】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 830件 | 1,063件 | 1,200件 | 1,600件 | 1,600件 | 1,600件 |
| 14,330人 | 17,256人 | 19,000人 | 17,000人 | 17,000人 | 17,000人 |

③保健福祉センター（地域共生推進課）

福祉の充実・増進を図るため、介護予防事業、母子保健事業などの講習会、教室の実施や地域福祉の支援活動、ボランティアの育成事業、児童相談業務等、保健福祉サービスの拠点としての役割を果たします。

【保健福祉センターの利用件数と延べ利用者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 128,535件 | 130,726件 | 120,000件 | 130,500件 | 131,000件 | 131,500件 |
| 199,955人 | 213,913人 | 230,000人 | 220,000人 | 221,000人 | 222,000人 |

④中野健康センター（健康づくり課）

がん検診の実施、保健事業での活用、未病センターはだの健康相談会や健康講座の開催など、市民が利用しやすい健康増進施設として、ロコモ及びフレイル予防並びに地域のふれあいの場として利用者の増加を目指します。

【中野健康センターの延べ利用者数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 22,294人 | 16,550人 | 25,000人 | 27,000人 | 30,000人 | 33,000人 |

⑤老人いこいの家（高齢介護課）

高齢者の教養の向上や健康・福祉の増進に役立てるため、老人いこいの家を設置しています。地域の自治会、民生委員・児童委員、老人クラブの代表者等により組織される各地区の管理運営委員会を指定管理者に指定し、適切な管理・運営を行います。

重点施策4 介護予防・自立支援、重度化防止の推進

基本施策1 介護予防施策等の充実

■施策の方向性と主な取組

本市独自の基準による多様な介護予防・生活支援サービスを活用し、介護予防のための生活支援や住民主体による通いの場の充実、栄養士、歯科衛生士、機能訓練指導士などの専門職による生活機能改善等に係る取組を推進します。また、65歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防事業を実施し、仲間づくりや地域とのつながりを深めるとともに、健康寿命の延伸につなげます。

| | | |
|-------|--------------------|-------|
| 4・1・1 | 介護予防・生活支援サービス事業の充実 | 高齢介護課 |
|-------|--------------------|-------|

①予防給付型サービス（国のサービス類型：現行相当サービス）

要支援認定者及び要支援相当（以下「要支援等」という。）の人を対象にした、国の基準に基づく従来の介護予防訪問介護（訪問ヘルパー）・介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービスを実施します。

本市では、入浴など身体介護が必要である場合、地域ケア会議で必要と認められた方が利用できます。サービスの提供者は、市が指定する介護サービス事業者です。

【予防給付型サービス見込量（上段）と給付費（下段）】

| | 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 訪問 サービス | 85件 | 52件 | 67件 | 70件 | 70件 | 70件 |
| | 1,246千円 | 764千円 | 1,000千円 | 1,300千円 | 1,300千円 | 1,300千円 |
| 通所 サービス | 30件 | 31件 | 53件 | 60件 | 60件 | 60件 |
| | 690千円 | 707千円 | 1,210千円 | 1,300千円 | 1,300千円 | 1,300千円 |

②基準緩和型サービス（国のサービス類型：サービスA）

要支援等の方を対象とした本市独自基準による訪問型及び通所型サービスを実施します。

訪問型は、居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。通所型は、通所介護施設において、レクリエーションや機能訓練などを行います。

サービスの提供者は、市が指定する介護サービス事業者又は市と委託締結をした事業所です。

【介護予防・生活支援サービス事業（サービスB・Dを除く）を完全に卒業した件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 110件 | 113件 | 115件 | 120件 | 137件 | 150件 |

③住民主体型サービス（国のサービス類型：サービスB）

元気な高齢者、要支援等の方を対象に、住民ボランティア団体、シルバー人材センター又はNPO等が運営する訪問サービス（買い物、調理などの生活支援）や、通所サービス（介護予防体操、会食などを行う通いの場）を実施します。

元気な高齢者が活躍し、地域の中で自らの生きがいとして活動できるよう、ボランティアの支援と育成に努めます。

【住民主体型サービス延べ利用件数（訪問サービス）】

| | 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 訪問サービス | 319件 | 286件 | 300件 | 300件 | 310件 | 320件 |

【住民主体型サービス利用者及びボランティアの延べ参加者数（通所サービス）】

| | 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 通所サービス | 1,791人 | 4,713人 | 4,800人 | 4,800人 | 4,900人 | 5,000人 |

④短期集中予防サービス（国のサービス類型：サービスC）

要支援認定者等の方を対象に、専門職が個々の状況に合わせて、状態を改善するためのプログラムを集中的（3～6か月）に提供するサービスを実施します。利用者が生活機能を向上させ、介護保険サービスを必要としない状態を目指し、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう支援します。

【介護予防・生活支援サービス事業（サービスB・Dを除く）を完全に卒業した件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 110件 | 113件 | 115件 | 120件 | 137件 | 150件 |

⑤訪問型移動支援サービス（国のサービス類型：サービスD）

住民主体型通所サービスの利用者で、原則として、要支援等の方のうち、心身の状態等から送迎が必要と判断された方が利用できる、通いの場までの送迎サービスを実施します。

サービスの提供者は、NPOやデイサービス事業者等です。

【訪問型移動支援サービス延べ利用件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 689件 | 28,961件 | 25,000件 | 25,000件 | 25,500件 | 26,000件 |

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 4・1・2 | 介護予防普及啓発事業の充実 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

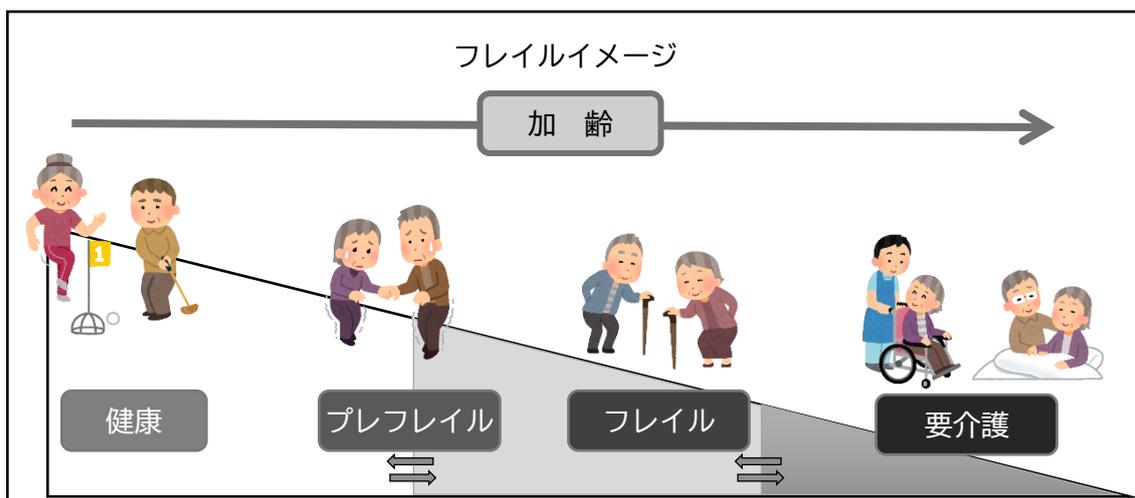
①介護予防講座の実施

フレイルとは、健康と要介護状態の間に位置するもので、フレイル予防とは、より早期からの介護予防を意味し、従来の介護予防の考え方をさらに進めたものと言えます。まだ認知度は低く、令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では「『フレイル』という言葉を知らない」と答えた割合が54%となっています。

第9期計画では、介護予防事業全体にフレイル予防の視点を入れ、公民館等で、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催し、仲間づくりや地域のつながりを深めながら、介護予防・フレイル予防の普及啓発を進めていきます。

また、地域からの依頼に応じて住民主体の通いの場へ出向き、出前講座として介護予防・フレイル予防の普及啓発を進めるとともに、新型コロナウイルスや通いの場主催者の高齢化等により停滞した通いの場自体の拡充を目指します。同時に、介護予防ボランティアであるいきいきはだのサポーターの養成及び現任研修を実施し、活動の場の拡大を目指します。

また、地域高齢者支援センター及び庁内関係課と連携を図り、身近な場所で気軽に集うことができる居場所づくりを推進し、介護予防・フレイル予防活動を展開します。



【さわやか体操を実施する通いの場の数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 35団体 | 28団体 | 28団体 | 30団体 | 33団体 | 36団体 |

②出前講座の実施

- ・出前講座の実施（3・1・5③再掲）

③介護予防活動の担い手の育成・支援

- ・認知症サポーターの養成（2・1・3再掲）
- ・地域介護予防活動の支援（3・1・2再掲）
- ・認定ヘルパー、認定ドライバー研修の実施（3・1・8再掲）

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 4・1・3 | 地域介護予防活動支援事業の充実 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を効果的に支援します。

①地域介護予防活動の支援

- 3・1・2再掲

②地域の高齢者の通いの場の充実

超高齢社会において健康寿命の延伸を図るため、定期的に介護予防体操を行う通いの場を増やします。体操の普及啓発と継続的に実施する団体に対し、病院、大学、NPOと協働し、継続して支援します。

また、既存の団体情報の集約及びインターネットへの一般公開や、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を推進するほか、児童館等の空き時間を利用した徒歩で出かけられる通いの場の開設について、関係部署と連携し、検討します。

【さわやか体操を実施する通いの場の数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 35団体 | 28団体 | 28団体 | 30団体 | 33団体 | 36団体 |

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 4・1・4 | 一般介護予防事業評価事業の実施 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

介護予防・日常生活支援総合事業において取り組む各事業について、目標値の達成状況等の評価を行い、その結果を検証して事業の改善に生かします。

| | | |
|-------|----------------------|-------|
| 4・1・5 | 地域リハビリテーション活動支援事業の充実 | 高齢介護課 |
|-------|----------------------|-------|

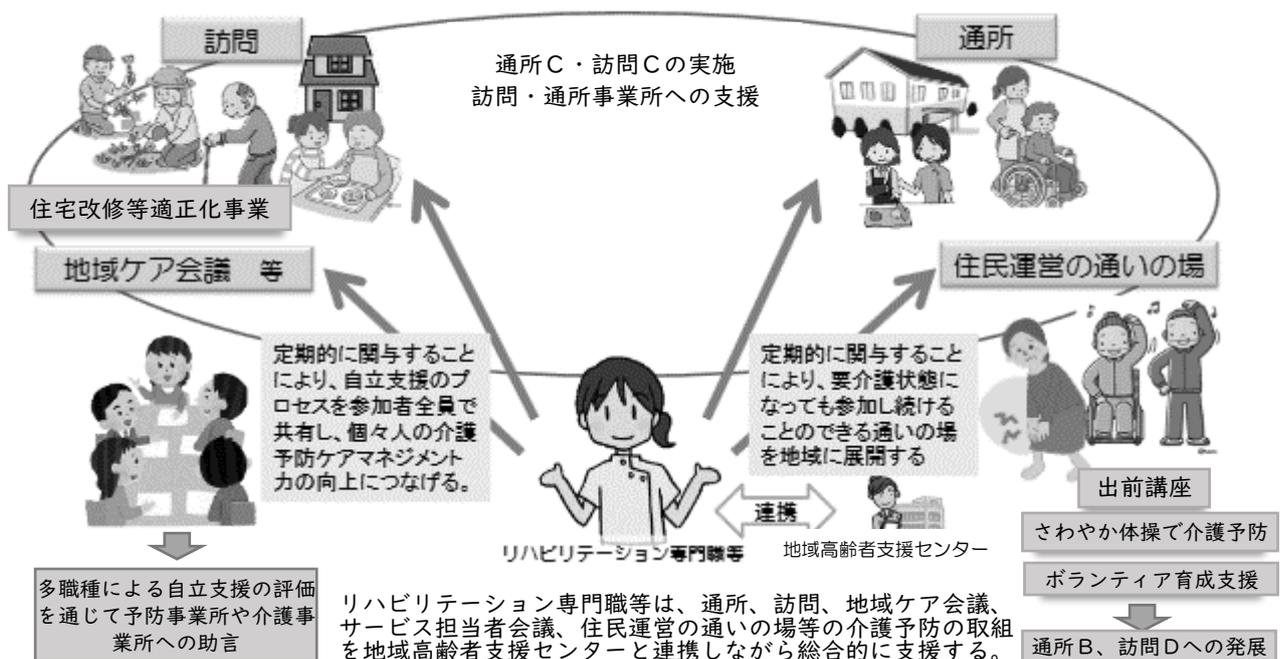
高齢者とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住民主体の通いの場等における介護予防や通所・訪問サービスなどの提供により、進行予防の推進や生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制を関係団体・関係機関等の多職種と連携しながら具体的な取組を進めます。

また、ライフステージに沿った適切な総合的リハビリテーションサービスが提供できるよう、地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進協議会等、医療や介護の専門職間の連携強化とネットワークの構築を行います。

高齢者自身の生活習慣の改善、地域の通いの場での運動、ボランティア等による生活援助の活用を促進し、リハビリテーションの啓発や介護予防に関わる諸活動を通じた住民間の支え合いの仕組みづくりを強化します。

【さわやか体操実施通いの場における高齢者の運動機能が低下傾向にある高齢者割合】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| — | 35.5% | 35.5% | 35.5% | 35.3% | 35.0% |



| | | |
|-------|----------------------|--------------------------|
| 4・1・6 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 | 国保年金課 高齢介護課 健康づくり課 |
|-------|----------------------|--------------------------|

後期高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を実現し、QOL（生活の質）の維持・向上、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等のレセプトや介護・健診結果、後期高齢者質問票のデータ及び個人の健康状態や環境を分析し、生活習慣病等の重症化予防や介護予防を引き続き一体的に実施します。

重点施策5 介護保険の健全運営と円滑な実施

基本施策1 介護人材確保施策

■施策の方向性と主な取組

介護関連施設等の職種の有効求人倍率は、依然として全職業平均を大きく上回る水準で推移しており、今後も、労働力人口の減少により全産業で人材不足が起こり、介護現場への影響も懸念されます。介護を必要とする高齢者を取り巻く環境は、障がいや医療ニーズ等の複合的な問題を抱えているため、横断的に対応できる体制が必要です。多職種間での情報共有を行い、より質の高い支援を行える人材の育成・確保が不可欠です。

その中で、介護職員の資質向上や働きやすい環境づくりに目を向け、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」、「処遇の改善」の視点から、従来の取組に引き続き、介護人材の確保や育成、裾野の拡大に資する事業を展開します。また、介護職員の負担軽減のため、国の方針に基づいた文書の負担軽減を図るとともに、介護ロボットやICT導入等の取組を支援し、介護職員の業務効率化を推進します。

専門職の確保・育成と並行して、幅広い人材育成を図るため、ボランティア等に対する研修等を実施するとともに、小中学校における福祉教育の充実に取り組み、高齢者を含む全世代がいつまでも安心して楽しみ、みんなで支え合う社会の実現を目指します。

また、市民が希望するサービスを安定して提供できるよう、引き続き必要な施策の検討をします。

| | | |
|-------|---------------------------|-------|
| 5・1・1 | 多様な人材の参入促進に向けた研修等の実施と就労支援 | 高齢介護課 |
|-------|---------------------------|-------|

将来に渡り介護分野での安定的な介護人材を確保するため、多様な人材の参入や参画促進に向けた研修を実施します。介護職員の資質向上や働きやすい環境づくりに目を向け、国や県の人材確保対策を注視しながら、介護現場に必要な研修事業や定着支援に向けた施策等を引き続き検討します。

また、研修修了者の希望に応じて、介護人材を募集している介護サービス事業者への情報提供を行う等、活動の場の拡大と就労を支援します。

【現在実施している研修】

| | 研修名 | 内容 | 受講時間、又は受講日数 |
|---|--------------------|----------------------------|-------------|
| 1 | 生活援助従事者研修 | 掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得 | 59時間 |
| 2 | 地域支え合い型認定ドライバー養成研修 | 高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修 | 3日間 |
| 3 | 介護に関する入門的研修 | 介護に関する基礎知識の習得 | 21時間 |
| 4 | 認定ヘルパー養成研修 | 総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修 | 2日間 |

(1,3は、国や県の人材確保対策や研修の参加状況等を踏まえながら実施。)

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 5・1・2 | 介護職員初任者研修受講料の補助 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

離職者等の就労及び資格取得等を支援し、専門的でより質の高いサービスを提供できる介護人材を育成するため、介護職員初任者研修を受講し、市内の介護サービス事業所に就労した人に対し、研修受講料の一部を助成します。

【申請件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 8件 | 8件 | 8件 | 8件 | 8件 | 8件 |

| | | |
|-------|------------------|----------------|
| 5・1・3 | 将来の介護人材の育成と裾野の拡大 | 高齢介護課 教育指導課 |
|-------|------------------|----------------|

若い世代の福祉分野や介護分野への興味・関心を高めるため、教育委員会と連携し、市内の小・中学生を対象とした職場体験や施設見学の実施など学校と高齢者施設の交流を促進し福祉教育の充実に取り組みます。

【福祉教育実施学校数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 小学校 13校 |
| 中学校 9校 |

| | | |
|-------|-----------------|----------------|
| 5・1・4 | 介護職員の就労支援・再就職促進 | 高齢介護課 産業振興課 |
|-------|-----------------|----------------|

神奈川県が実施している求職者と介護業界のマッチング支援事業や再就職準備金の貸付制度、子育て代替職員費用の補助金など、介護職員の就労・再就職支援事業の周知及び利用促進に努めるとともに、産業振興課や関係機関との連携強化を図り、就労相談・就職面接会等での介護サービス事業所への就労促進を支援します。

| | | |
|-------|-------------|----------------|
| 5・1・5 | 外国籍介護職員への支援 | 高齢介護課 文化振興課 |
|-------|-------------|----------------|

介護サービス事業所等で働く外国籍職員が安心して日常生活を送れるよう、外国籍市民を対象に言語面や生活面を支援するため市が開催する「秦野暮らしの日本語教室」等の情報提供を行います。

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 5・1・6 | 介護サービス事業者等での業務効率化の取組の推進 | 高齢介護課 |
|-------|-------------------------|-------|

介護サービス事業者等での事務負担の軽減を図るため、電子申請による指定申請や加算等に係る各種文書量の軽減、簡素化に取り組むとともに、ホームページ等で情報提供します。また、介護ロボットやICT機器の導入に向けた支援に努めます。

基本施策2 良質かつ安定的なサービス提供体制の構築

■施策の方向性と主な取組

介護保険制度の適正運営と持続可能性を確保するため、介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図りながら施策を進めます。

サービスの適正利用を促進するため、介護保険サービスの利用が増える中で、安定的な介護認定業務が行えるよう体制を整えるとともに、利用者及び介護サービス事業者に向けた制度説明等の周知活動を行います。

サービス基盤の整備については、医療・介護の連携を強化するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の施設サービス以外の設置状況も勘案したうえで、中長期的なサービス需要に応じた施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ整えていくことが求められています。介護需要は、後期高齢者数と連動していることから、本市では、令和12年度（2030年度）まで増加し、その後減少すると見込んでいます。その中で、要介護状態となっても、出来るだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることのできる体制を整え、居宅要介護者の在宅生活を支えるため、第9期計画では、国の基本方針や計画期間中のサービス見込量を考慮し、第8期計画に引き続き、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の普及を推進します。

なお、介護サービス事業所の整備に当たっては、地域マネジメントを推進する観点から、可能な限り都市政策所管課が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを勘案した整備を行います。

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 5・2・1 | 迅速・安定的な要介護等認定 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

安定的な介護認定業務が行えるよう、委託業務と円滑な業務体制を整え、また、認定審査会の簡素化及びICT等の活用により、迅速・安定的な要介護等認定に努めます。

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 5・2・2 | 介護保険制度の趣旨普及と情報提供 | 高齢介護課 |
|-------|------------------|-------|

市民や介護サービス事業者に対し介護保険制度の趣旨及び仕組みを広く周知するため、ホームページやパンフレット等を活用し、迅速かつ正確な情報提供・情報発信に努めます。

「介護保険事業実施状況」を毎年発行し、本市の介護保険事業の実施状況等について理解を深めていただくとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、「介護保険指定サービス事業者一覧」等による各種サービスについての周知・広報の充実を図ります。

| | | |
|-------|-------------|-------|
| 5・2・3 | 介護保険サービスの整備 | 高齢介護課 |
|-------|-------------|-------|

①地域密着型サービス

介護を必要とする高齢者が出来るだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの整備を進めていきます。

認知症対応型共同生活介護は、第7期計画までに需要に沿う整備数に達しているため、第9期計画での整備は行わないものとします。地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、第8期計画期間の利用実績や第9期計画期間の地域密着型サービス見込量を考慮し、第9期計画での整備は行わないものとします。

在宅での生活を支え、利用者や介護者の不安を解消するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護や看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進し、看取り対応を含め、在宅生活限界点の向上に努めます。

【地域密着型サービスの整備数】

| 施設種別 | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | | |
|----------------------------------|----|------|------|-------------------|----|-------------------|---|-------------------|---|-------------------|---|
| | | | | 令和5年度 (2023年度) | | 令和6年度 (2024年度) | | 令和7年度 (2025年度) | | 令和8年度 (2026年度) | |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | | か所 | | 13 | | 13 | | 13 | | 13 | |
| | | 床 | | 198 | | 198 | | 198 | | 198 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | 床 | 4 | 63 | | | | | | |
| | 中部 | か所 | 床 | 4 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 西部 | か所 | 床 | 5 | 72 | | | | | | |
| 地域密着型 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | | か所 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | | 床 | | 29 | | 29 | | 29 | | 29 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | 床 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 中部 | か所 | 床 | 1 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 西部 | か所 | 床 | 0 | 0 | | | | | | |
| 地域密着型 特定施設入居者生活介護 | | か所 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | | 床 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | 床 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 中部 | か所 | 床 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 西部 | か所 | 床 | 0 | 0 | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | | か所 | | 4 | | 4 | | 4 | | 4 | |
| | | 登録定員 | | 112 | | 112 | | 112 | | 112 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | 登録定員 | 1 | 29 | | | | | | |
| | 中部 | か所 | 登録定員 | 2 | 54 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 西部 | か所 | 登録定員 | 1 | 29 | | | | | | |

| 施設種別 | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | | |
|----------------------|----|--------|------|-------------------|----|-------------------|---|-------------------|-----|-------------------|---|
| | | | | 令和5年度 (2023年度) | | 令和6年度 (2024年度) | | 令和7年度 (2025年度) | | 令和8年度 (2026年度) | |
| 看護小規模多機能型 居宅介護 | | か所 | | 1 | | 1 | | 2 | | 2 | |
| | | (登録定員) | | 25 | | 25 | | 54 | | 54 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | 登録定員 | 0 | 0 | 0 | 0 | +1 | +29 | 0 | 0 |
| | 中部 | か所 | 登録定員 | 1 | 25 | | | | | | |
| | 西部 | か所 | 登録定員 | 0 | 0 | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | | か所 | | 2 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | | 1 | | 0 | 0 | +1 | +1 | | |
| | 中部 | か所 | | 1 | | | | | | | |
| | 西部 | か所 | | 0 | | | | | | | |
| 夜間対応型訪問介護 | | か所 | | 2 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 圏域別実績内訳 及び増加数 | 東部 | か所 | | 1 | | 0 | 0 | +1 | +1 | | |
| | 中部 | か所 | | 1 | | | | | | | |
| | 西部 | か所 | | 0 | | | | | | | |

※日常生活圏域は7圏域に変更しましたが、施設整備上は、従来の3圏域として扱います。

※3圏域は次のとおりです。

- ・中部圏域：本町地区、南地区、東・北地区
- ・東部圏域：大根地区、鶴巻地区
- ・西部圏域：西地区、渋沢地区

②施設サービス

施設サービスの整備は、中長期的な地域動態やサービス需要を踏まえて見込む必要があります。本市の介護需要は、令和12年度（2030年度）にピークアウトが見込まれ、現時点において、整備率や利用実績などから施設サービスが不足している状況ではありません。また、在宅生活改善調査の結果から求められた在宅での生活が難しくなっている利用者数（潜在的需要）に対応でき得る整備数が確保できていると判断し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設は、第9期計画での整備は行わないものとします。

近年、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設に代わり看取り対応や医療機関との連携、介護者支援、災害時の地域連携等の充実を図る住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などを含めた居住系サービスの役割が大きくなっていますので、サービス内容の周知、啓発等に取り組み、定着を図ります。

また、介護医療院は、今後のニーズによって既存医療機関や介護老人保健施設からの転換を行う場合は、需要や利用実績等を考慮し、整備数を検討します。

【施設サービスの整備数】

| 施設種別 | | 実績値 | 目標値 | | |
|-------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | か所 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 床 | 628 | 628 | 628 | 628 |
| 介護老人保健施設 | か所 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 床 | 487 | 487 | 487 | 487 |
| 介護医療院 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 床 | 52 | 52 | 52 | 52 |

③その他居住系サービス

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、第8期計画期間の利用実績や第9期計画期間の施設サービス見込量を考慮し、第7期計画までに需要に沿う整備数に達しているため、第9期計画での整備は行わないものとします。

【居住サービスの整備数】

| 施設種別 | | 実績値 | 目標値 | | |
|--------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外) | か所 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 床 | 1,220 | 1,220 | 1,220 | 1,220 |
| 特定施設入居者生活介護 (介護専用型) | か所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 床 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 5・2・4 | 介護サービス相談員派遣事業 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

介護サービス相談員が、利用者からの相談を受けることで、疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、市と介護サービス事業者の橋渡し役となり、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう努めます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護サービス事業所への派遣に加え、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へ対象施設の拡大を図ります。

また、相談員の質の維持・向上を図るため、養成研修や現任研修等への参加を促進し、活動内容の充実に取り組みます。

【相談員の派遣先施設数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 0施設 | 0施設 | 0施設 | 21施設 | 24施設 | 27施設 |

| | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 5・2・5 | 有料老人ホーム等の設置状況等に係る県との情報連携 | 高齢介護課 |
|-------|--------------------------|-------|

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等について、神奈川県との情報連携の強化に努めます。

【定員数（令和4年4月1日現在）】

| 施設種別 | 定員数 |
|---------------|------|
| 住宅型有料老人ホーム | 166人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 294人 |

| | | |
|-------|------------------------------|-------|
| 5・2・6 | 要介護者等に対する生活期リハビリテーション提供体制の検討 | 高齢介護課 |
|-------|------------------------------|-------|

①生活期リハビリテーション体制整備の必要性

リハビリテーションは、単なる心身機能向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

ここでは、国の示す「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き（以下、リハビリテーションの手引きという。）」の指標を用いて、市の生活期リハビリテーション提供体制に係る現状を把握・分析するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送っていくために必要な生活期リハビリテーションを提供するための具体的な取組を検討していきます。

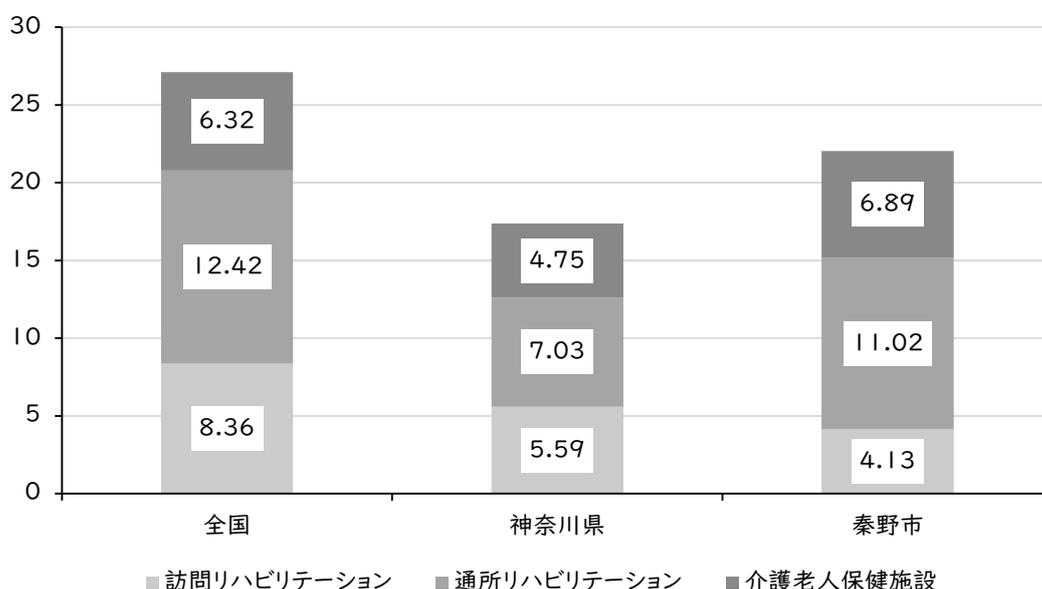
②評価指標を用いた現状の分析

「リハビリテーションの手引き」では、現状の把握と評価のため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設及び介護医療院の4サービスについて、主に以下の指標を用いて検討することとされています。

■ストラクチャー指標（サービス提供事業所数）

本市では、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の事業所数は、県の平均を上回り、訪問リハビリテーションの事業所数は県の平均を下回っています。（介護医療院を除く。）生活期リハビリテーション提供施設の事業所数は、県の標準的な水準以上であり、必要なサービスを受給できる状態にあると考えられますが、今後、高齢者数が増加していくことを鑑み、より一層サービス提供体制を強化していく必要があります。

サービス提供事業所数〔認定者1万人対〕

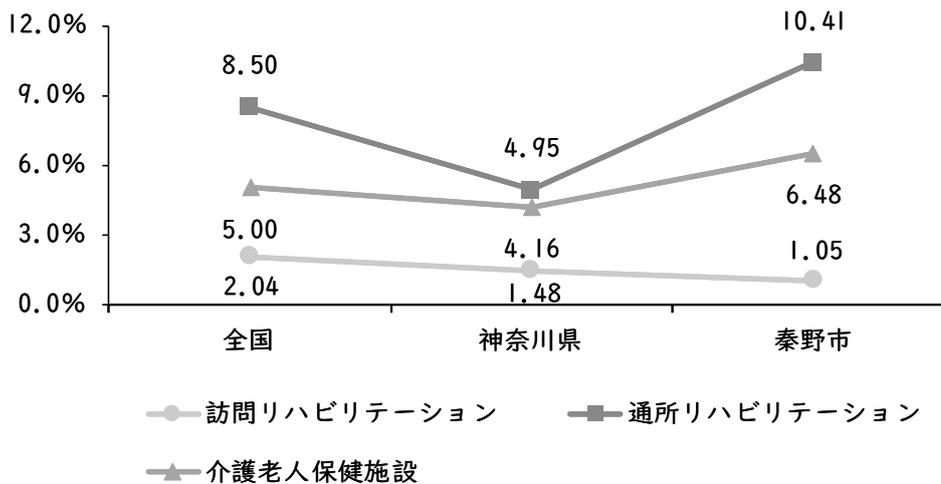


(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

■プロセス指標（利用率）

本市では、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の利用率は、県の平均を上回っていますが、訪問リハビリテーションの利用率は、全国や県の平均よりも低い数値となっています。（介護医療院を除く。）利用率は、県の標準的な水準以上であり、必要なサービスを受給できる状態にあると考えられますが、今後、高齢者数が増加していくことを鑑み、より一層サービス利用につなげていく必要があります。

各サービスの利用率



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

③現状を踏まえた目標と今後の取り組み

今後もしもリハビリテーションを必要とする方が必要なサービスを受けることのできる体制を維持していくためには、定期的に2つの指標を調査分析し、県平均以上の水準を維持することに取り組んでいきます。

基本施策3 給付適正化事業の推進

■施策の方向性と主な取組

介護給付適正化主要3事業「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の着実な推進を図り、サービス利用者にとって適正なサービスが提供されるよう取り組みます。

神奈川県及び神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と緊密な連携を図りながら、国保連から提供される情報の活用を進め、ケアプランの点検や住宅改修等の点検を効果的に実施するために、介護支援専門員を含めた各種専門職等と連携した点検方法を検討し、また、運営指導等の事業者指導の機会を利用し、給付管理が適正に実施されているか確認・点検を行うなど、各介護サービス事業者に対し適正化への意識の浸透に努めます。

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 5・3・1 | 要介護認定の適正化 | 高齢介護課 |
|-------|-----------|-------|

要介護認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準で客観的かつ公平に行う必要があります。県指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業所等に委託している要介護認定の新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の内容について、委託事業者による書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平・公正な要介護認定の確保を図ります。

また、適切な認定調査及び認定審査の平準化を図るために、認定調査員や認定審査会委員の研修を実施します。

【認定調査書面点検実施率】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 5・3・2 | ケアプラン等の点検 | 高齢介護課 |
|-------|-----------|-------|

個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービスを提供できるよう、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について点検を行い、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた支援を目指し、質の向上を推進します。さらに、国保連介護給付適正化システムにより出力される帳票等を活用し、効果的に点検を実施します。

また、リハビリテーション専門職の協力を得て、受給者の自立支援に資する内容であるかといった観点からの点検を推進するとともに必要に応じて現地調査を実施し、要介護等認定者の身体状態に合った適切な住宅改修、福祉用具購入・貸与を推進します。

【住宅改修及び福祉用具購入書面点検実施率】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 5・3・3 | 医療情報との突合・縦覧点検 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

国保連介護給付適正化システムにより出力される帳票等を活用し、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検（医療情報との突合）を行うほか、受給者毎に複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検（縦覧点検）を行うことで、適正な請求の促進を図ります。さらに、国保連への委託により実施件数の拡大を図ります。

【実施回（月）数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |

基本施策4 事業者への適切な指定・指導管理体制の強化

■施策の方向性と主な取組

介護サービス事業者に対する指導監督は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるために必要となっています。

介護を必要とする高齢者とその家族が安心してサービスを利用できるよう介護サービス事業者への適切な指導や助言を行い、サービスの質の向上を図るとともに、県と連携を継続し、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りながら、運営指導や集団指導の実施に努めます。

| | | |
|-------|---------------|-------|
| 5・4・1 | 事業者の指定に係る基本方針 | 高齢介護課 |
|-------|---------------|-------|

介護サービス事業者の指定に当たっては、「地域包括ケアシステム」の構築に向け高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、各日常生活圏域における地域特性及び需給状況を踏まえたうえで、地域の実情に合った適正なサービスの「量」と「質」の確保を目指します。

なお、新規開設する介護サービス事業者に対しては、地域マネジメントを推進する観点から、可能な限り都市政策所管課が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを勧奨した指導等を行います。

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 5・4・2 | 事業者への適切な指導・監査の実施 | 高齢介護課 |
|-------|------------------|-------|

介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質を確保するため、指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、定期的な介護サービス事業者への指導を実施します。なお、介護サービス事業者への指導は、運営指導業務の一部を専門事業者へ委託し、専門的な見地から質の向上を図ります。

地域密着型サービス事業者に対しては、運営推進会議の適切な開催など、地域に根差した透明性の高いサービス提供及び事業所運営ができるよう指導・助言を行います。

【集団指導講習事業所参加率】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 1回 | 1回 | 1回 | | | |
| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

【運営指導実施件数】

| 実績値（令和5年度は見込値） | | | 目標値 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 22件 | 24件 | 26件 | 29件 | 22件 | 25件 |

| | | |
|-------|-----------------|-------|
| 5・4・3 | 施設内虐待、苦情対応体制の強化 | 高齢介護課 |
|-------|-----------------|-------|

利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、介護サービスの利用に関する苦情や居住系施設における虐待等の相談に対し、事実関係の確認から介護サービス事業者等との調整まで迅速に対応する相談体制を整えるとともに、事業者指導等の機会を捉え、サービスの改善・向上につながるよう適宜指導・助言を行います。

第5章 サービス量等の見込み

I 被保険者数及び要介護認定者数

(1) 被保険者数の見込み

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 実績値 | | | 推計値 | | |
|----------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 第1号被保険者数 | | 精査中 | | | | | |
| 65～74歳 | | | | | | | |
| 75歳以上 | | | | | | | |
| 第2号被保険者数 | | | | | | | |

※各年度9月末日現在（令和5年度までは実績値、令和6年度以降は実績を元にした推計値）

(2) 要介護認定者数等の見込み

(単位：人)

| 区分 | 年度 | 実績値 | | | 推計値 | | |
|----------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 第1号被保険者数 | | 精査中 | | | | | |
| 要支援1 | | | | | | | |
| 要支援2 | | | | | | | |
| 要介護1 | | | | | | | |
| 要介護2 | | | | | | | |
| 要介護3 | | | | | | | |
| 要介護4 | | | | | | | |
| 要介護5 | | | | | | | |
| 第2号被保険者数 | | | | | | | |
| 要支援1 | | | | | | | |
| 要支援2 | | | | | | | |
| 要介護1 | | | | | | | |
| 要介護2 | | | | | | | |
| 要介護3 | | | | | | | |
| 要介護4 | | | | | | | |
| 要介護5 | | | | | | | |

※各年度9月末日現在（令和5年度までは実績値、令和6年度以降は実績を元にした推計値）

2 介護保険給付費及び地域支援事業費

(1) 居宅サービス見込量

■利用者数

(単位：人/月)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|-------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 居宅介護サービス | | | | |
| 訪問介護 | | | | |
| 訪問入浴介護 | | | | |
| 訪問看護 | | | | |
| 訪問リハビリテーション | | | | |
| 居宅療養管理指導 | | | | |
| 通所介護 | | | | |
| 通所リハビリテーション | | | | |
| 短期入所生活介護 | | | | |
| 短期入所療養介護 | | | | |
| 福祉用具貸与 | | | | |
| 特定福祉用具購入費 | | | | |
| 住宅改修費 | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | | | | |
| 居宅介護支援 | | | | |
| 介護予防サービス | | | | |
| 訪問入浴介護 | | | | |
| 訪問看護 | | | | |
| 訪問リハビリテーション | | | | |
| 居宅療養管理指導 | | | | |
| 通所リハビリテーション | | | | |
| 短期入所生活介護 | | | | |
| 短期入所療養介護 | | | | |
| 福祉用具貸与 | | | | |
| 特定福祉用具購入費 | | | | |
| 住宅改修費 | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | | | | |
| 介護予防支援 | | | | |

介護給付費の推計については、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）で介護報酬改定について審議中であるため、空欄としています。

※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったうえで決定します。

■給付費

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|-------------|----|--|-------------------|-------------------|
| 居宅介護サービス | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会 (介護給付費分科会)で介護報酬改定について審議中 であるため、空欄としています。 | | |
| 訪問介護 | | | | |
| 訪問入浴介護 | | | | |
| 訪問看護 | | | | |
| 訪問リハビリテーション | | | | |
| 居宅療養管理指導 | | | | |
| 通所介護 | | | | |
| 通所リハビリテーション | | | | |
| 短期入所生活介護 | | | | |
| 短期入所療養介護 | | | | |
| 福祉用具貸与 | | | | |
| 特定福祉用具購入費 | | | | |
| 住宅改修費 | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | | | | |
| 居宅介護支援 | | | | |
| 介護予防サービス | | ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったう えで決定します。 | | |
| 訪問入浴介護 | | | | |
| 訪問看護 | | | | |
| 訪問リハビリテーション | | | | |
| 居宅療養管理指導 | | | | |
| 通所リハビリテーション | | | | |
| 短期入所生活介護 | | | | |
| 短期入所療養介護 | | | | |
| 福祉用具貸与 | | | | |
| 特定福祉用具購入費 | | | | |
| 住宅改修費 | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | | | | |
| 介護予防支援 | | | | |

(2) 地域密着型サービス見込量

■利用者数

(単位：人/月)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---------------|------------------|--|-------------------|-------------------|
| 地域密着型サービス | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）で介護報酬改定について審議中であるため、空欄としています。 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったうえで決定します。 | | |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | | | |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | | | |
| | 地域密着型通所介護 | | | |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | |

■給付費

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---------------|------------------|--|-------------------|-------------------|
| 地域密着型サービス | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）で介護報酬改定について審議中であるため、空欄としています。 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったうえで決定します。 | | |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | | | |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | | | |
| | 地域密着型通所介護 | | | |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | | |

(3) 施設サービス見込量

■利用者数

(単位：人/月)

| 区分 | | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|--------|-----------|----|--|-------------------|-------------------|
| 施設サービス | | | | | |
| | 介護老人福祉施設 | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会 (介護給付費分科会)で介護報酬改定について審議中 であるため、空欄としています。 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったう えで決定します。 | | |
| | 介護老人保健施設 | | | | |
| | 介護医療院 | | | | |
| | 介護療養型医療施設 | | | | |

■給付費

(単位：千円)

| 区分 | | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|--------|-----------|----|--|-------------------|-------------------|
| 施設サービス | | | | | |
| | 介護老人福祉施設 | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会 (介護給付費分科会)で介護報酬改定について審議中 であるため、空欄としています。 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったう えで決定します。 | | |
| | 介護老人保健施設 | | | | |
| | 介護医療院 | | | | |
| | 介護療養型医療施設 | | | | |

(4) 標準給付費見込み

(単位：千円)

| 区分 | | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 合計 |
|----------|---------------|----|--|-------------------|-------------------|----|
| 標準給付費見込額 | | | | | | |
| | 総給付費 | | 介護給付費の推計については、国の社会保障審議会(介 護給付費分科会)で介護報酬改定について審議中である ため、空欄としています。 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったう えで決定します。 | | | |
| | 特定入所者介護サービス費 | | | | | |
| | 高額介護サービス費 | | | | | |
| | 高額介護医療合算サービス費 | | | | | |
| | 審査手払手数料 | | | | | |

(5) 地域支援事業費見込み

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 合計 |
|-------------------------|----|---|-------------------|-------------------|----|
| 地域支援事業費 | | 精査中 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったうえで決定します。 | | | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | | | | | |
| 訪問型サービス | | | | | |
| 通所型サービス | | | | | |
| その他生活支援サービス | | | | | |
| 介護予防ケアマネジメント | | | | | |
| 審査支払手数料 | | | | | |
| 高額介護予防サービス費相当事業等 | | | | | |
| 一般介護予防事業 | | | | | |
| 包括的支援事業、任意事業 | | | | | |
| 包括的支援事業（地域高齢者支援センターの運営） | | | | | |
| 任意事業 | | | | | |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | | | | | |

(6) 保健福祉事業費見込み

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 合計 |
|-----------|----|---|-------------------|-------------------|----|
| 保健福祉事業費 | | 精査中 ※今後、秦野市高齢者保健福祉推進委員会に諮ったうえで決定します。 | | | |
| 紙おむつ給付事業費 | | | | | |

(7) 給付費の財源

介護保険サービスの費用（介護給付費）は、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得の方は2～3割）をサービス利用者が負担し、残りの9割（一部7～8割）が保険から給付されます。

その財源は、全体の半分を国・県・市の公費で負担し、残りの半分は被保険者の方の保険料で賄われています。また、被保険者のうち40歳から64歳までを第2号被保険者といい、65歳以上を第1号被保険者といいます。

■介護給付費財源構成

<居宅給付費>

<施設等給付費>

■地域支援事業費財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>

<包括的支援事業、任意事業>

3 第1号被保険者の介護保険料

内容精査中

(1) 第1号被保険者の介護保険料の算定

内容精査中

(2) 第9期計画期間の所得段階別介護保険料

| 段階 | 対象者 | 割合 | 年額（円） |
|---------------|-----------|-----|-------|
| 第1段階 | 本人が住民税非課税 | 推計中 | |
| 第2段階 | | | |
| 第3段階 | | | |
| 第4段階 | | | |
| 第5段階 (基準額) | | | |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | | |
| 第7段階 | | | |
| 第8段階 | | | |
| 第9段階 | | | |
| 第10段階 | | | |
| 第11段階 | | | |
| 第12段階 | | | |
| 第13段階 | | | |

■第8期介護保険料と第9期介護保険料の変更点

内容精査中

資料編

I 計画策定の経過

(1) 計画策定に係る調査の実施

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査【必須調査】

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 地域や高齢者の現状及び課題を把握・分析し、第9期計画策定のための基礎資料とする |
| 調査対象 | 要介護認定者を除く65歳以上の男女2,650人 |
| 調査方法 | 抽出調査・郵送調査 |
| 調査項目 | 国が定める項目＋市独自の項目 |
| 調査期間 | 令和4年11月16日～12月15日 |
| 回答率 | 83.4%（有効回答者数2,210件） |

■在宅介護実態調査【必須調査】

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 「要介護者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」の2つの視点に基づき、介護保険サービスの利用実態との関係等を分析することで、在宅生活の継続や介護者の就労継続等に資する取組を検討する |
| 調査対象 | 在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」に伴う認定調査を受ける方とその介護者等 |
| 調査方法 | 抽出調査・聞き取り調査 |
| 調査項目 | 国が定める項目 |
| 調査期間 | 令和4年11月1日～令和5年4月28日 |
| 回答数 | 有効回答者数339件 |

■在宅生活改善調査【任意調査】

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数、②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握する |
| 調査対象 | 居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員 |
| 調査方法 | 全件調査・郵送調査 |
| 調査項目 | 国が定める項目 |
| 調査期間 | 令和5年2月10日～3月20日 |
| 回答率 | 80.5%（有効回答件数33件） |

■居所変更実態調査【任意調査】

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 過去1年間で施設・居住系サービスから居所を変更した方の人数や、その理由等を把握する |
| 調査対象 | 施設、居住系サービス事業所（住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、（地域密着型）特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）） |
| 調査方法 | 全件調査・郵送調査 |
| 回答率 | 57.1%（有効回答件数32件） |
| 調査期間 | 令和5年2月10日～3月20日 |
| 調査項目 | 国が定める項目 |

■介護人材実態調査【任意調査】

| | |
|------|---|
| 調査目的 | 介護人材の①性別・年齢構成、②資格保有状況、③過去1年間の採用・離職の状況、④訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握する |
| 調査対象 | 施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 調査方法 | 全件調査・郵送調査 |
| 回答率 | 49.1%（有効回答件数84件） |
| 調査期間 | 令和5年2月10日～3月20日 |
| 調査項目 | 国が定める項目＋市独自の項目 |

(2) パブリック・コメントの実施

| | |
|-------|--|
| 募集期間 | |
| 調査方法 | 市ホームページ、「広報はだの」で周知の上、高齢介護課窓口及び市内公共施設に第9期計画素案を配架し意見等を募集 |
| 意見の件数 | 件 |

(2) 秦野市高齢者保健福祉推進委員会規則

(平成26年9月5日規則第31号)
(令和5年9月1日改正規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員会は、13名の委員により組織する。

2 委員会の委員(臨時委員を含む。第6条及び第9条において同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの事業者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者
- (5) 神奈川県平塚保健福祉事務所の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉について学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る会議に加わり、その意見の建議又は答申について必要な助言を行う。

3 臨時委員は、委嘱の目的に係る意見の建議又は答申が終了したとき、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第8条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高齢福祉主管課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、平成29年6月19日までとする。

附 則(令和5年9月1日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日現在において秦野市高齢者保健福祉推進委員会の委員である者の任期は、この規則による改正前の秦野市高齢者保健福祉推進委員会規則第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(3) 委員名簿

| 氏 名 | 肩書・所属／推薦団体 | 区分 |
|-----|------------|----|
| | | |

3 用語解説

| | 用語 | 説明 |
|----|-------------------|---|
| あ行 | アウトリーチ | 福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことをいう。 |
| | ICT | 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションをいう。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。 |
| | NPO | 「Non Profit Organization (非営利組織)」の略で、利益を追求しない自律的な活動を行う民間非営利組織をいう。 |
| | SDGs | 2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいう。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。 |
| か行 | 介護給付 | <p>被保険者が要介護状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅サービスの利用 (居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費) 2. 地域密着型介護サービスの利用 (地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費) 3. 特定福祉用具の購入費 (居宅介護福祉用具購入費) 4. 住宅改修費 (居宅介護住宅改修費) 5. 居宅介護支援の利用 (居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費) 6. 施設サービスの利用 (施設介護サービス費、特例施設介護サービス費) 7. 自己負担が高額な場合 (高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費) 8. 低所得者の施設利用の際に居住費や食費が一定の基準額を超える場合 (特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費) |
| | 介護支援専門員 (ケアマネジャー) | 要介護又は要支援と認定された利用者からの相談応じ、及び利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるように市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う専門職をいう。利用者が自立した日常生活を送るために必要となる援助に関する専門的知識と技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けた者。ケアマネジャーともいう。 |
| | 介護離職ゼロ | 家族などの介護を理由に介護者が会社を退職することをなくす取組をいう。 |

| 用 語 | 説 明 |
|---------------------------------|---|
| 介護療養型医療施設 (療養病床等) | <p>急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設をいう。平成29年度末をもって廃止される予定だったが、6年間の期間延長措置が講じられている。</p> <p>なお、要介護者に対して「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設として、新たに「介護医療院」が創設された。</p> |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | <p>常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設をいう。</p> |
| 介護老人保健施設 | <p>状態が安定している要介護者が在宅復帰できるよう、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設をいう。</p> |
| 看護小規模多機能型 居宅介護 (旧複合型サービス) | <p>平成23年（2011年）6月に成立した改正介護保険法により新設されたサービスで、居宅要介護者に対して、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスをいう。</p> |
| 協議体 | <p>市町村を主体とし、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核をなすネットワークをいう。</p> |
| キャラバン・メイト | <p>「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務め、講師開催をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通して地域のリーダー役となる者をいう。</p> |
| 居住系サービス | <p>(地域密着型) 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をいう。</p> |

| | 用 語 | 説 明 |
|--|---------------------|---|
| | 居宅介護支援、 介護予防支援 | <p>居宅要介護者が居宅サービス、地域密着型サービス、その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要介護者及び家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービスの種類及び内容や担当者等を含めた居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことをいう。また、居宅要介護者が介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への入所を要する場合には、介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。</p> <p>居宅要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、その他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員が、居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、担当者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことをいう。</p> |
| | 居宅サービス、 介護予防サービス | <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修をいう。</p> <p>介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防住宅改修をいう。</p> |
| | 権利擁護 | 自己判断が困難な寝たきり及び認知症の高齢者等の代わりに、代理人が権利を表明することをいう。 |
| | 高齢化率 | 65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいう。 |
| | コグニサイズ | 国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防運動で、軽い運動をしながら頭で計算やしりとりを行うことをいう。コグニサイズの目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延させることである。 |

| | 用語 | 説明 |
|--------|-----------------------|---|
| | コンパクト・プラス・ネットワーク | 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。 |
| 七 行 | サービス付き 高齢者向け住宅 | 高齢者単身・夫婦世帯が安心して暮らせる賃貸等の住まいをいう。安否確認サービス、生活相談サービスが必須のサービスのほか、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設される場合があり、一定条件を整えれば特定施設入居者生活介護等を行うこともできる。 |
| | 3033（サンマルサンサン） 運動 | 体操ではなく、一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活のために、1日30分、週3回、3か月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化を目指す活動をいう。 |
| | 施設サービス | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護医療院のサービスをいう。 |
| | (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 | 要介護者を対象に、小規模な拠点で通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供するサービスをいう。 要支援者を対象に、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、小規模な拠点で通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供するサービスをいう。 |
| | 生活期リハビリテーション | 急性期、回復期を経て症状ならびに障害の状態が安定した後、在宅で生活している時期を生活期（維持期）といい、既に在宅生活ができていた時期に行うリハビリテーションを生活期（維持期）リハビリテーションという。 |
| | 生活習慣病 | 食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称をいい、代表的な病気として、糖尿病、心筋梗塞、脳卒中、がんなどがある。 |
| | 成年後見制度 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度をいう。本人の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「補佐人」「補助人」を選任し、これらが本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護し、また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）に自らの財産管理などに関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。 また、本人の判断能力が不十分で、かつ、申立てができる配偶者や4親等内の親族がいない場合に、本人の福祉のため市長が家庭裁判所に申し立てることを市長申し立てという。 |

| | 用語 | 説明 |
|-------------|---|---|
| | 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。 |
| た 行 | 第1号被保険者 | 65歳以上の者をいう。 |
| | 第2号被保険者 | 40歳から64歳までの者をいう。 |
| | ダブルケア | 女性の晩婚化と高齢出産の増加に伴い、子育てと親の介護に同時に直面することをいう。 |
| | 団塊の世代 | 1947年から1949年までの3年間に出生した世代をいう。 |
| | (介護予防) 短期入所生活介護 (特別養護老人ホーム などのショートステイ) | 居宅要介護者について、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことをいう。 居宅要支援者について、特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことをいう。 |
| | 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。 |
| | 地域ケア会議 | 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のことをいう。高齢者の個別課題の分析を積み重ねることから地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などの政策形成につなげていく。 |
| 地域高齢者支援センター | 一般的には、地域包括支援センター（介護保険法第115条の46第1項）といい、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村が地域包括ケア実現に向け、設置した中核的な機関をいう。本市では、名称を「〇〇地域高齢者支援センター」とし、平成18年4月1日から地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域高齢者支援センターを市内に5か所設置した。平成27年1月1日からは、渋沢及び鶴巻地域に追加設置し、合計7か所体制としている。 | |

| 用 語 | 説 明 |
|-----------------------|--|
| 地域支援事業 | <p>被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実施する事業をいう。地域支援事業には、大きく分けると、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）、包括的支援事業、任意事業の3つがある。</p> |
| 地域包括ケアシステム | <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を保険者である市町村などが、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することをいう。</p> |
| 地域密着型サービス | <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスをいう。</p> |
| 通所介護（デイサービス） | <p>居宅要介護者について、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターに通所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行うことをいう。</p> <p>居宅要支援者について、介護予防を目的として、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターに通所して、一定の期間にわたり、日常生活上の支援等を行う共通的なサービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ等）を日帰りで行うことをいう。</p> |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | <p>平成23年（2011年）6月に成立した改正介護保険法により新設されたサービスをいう。居宅要介護者に対して、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、居宅において介護福祉士などが入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などにより行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。</p> |
| （介護予防） 特定施設入居者生活介護 | <p>有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者について、特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うことをいう。</p> <p>有料老人ホームやケアハウス等（介護専用型特定施設を除きます）に入居している要支援者について、介護予防を目的として、特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行うことをいう。</p> |

| | 用語 | 説明 |
|----|----------------------|--|
| な行 | 日常生活圏域 | 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされ、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域をいう。 |
| | 認知症ケアパス | 認知症を発症したときから生活機能障害が進行するなかで、認知症の人の状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、標準的なサービス提供の流れを示したものをいう。 |
| | 認知症サポーター | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。 |
| は行 | 8050（ハチマルゴーマル）問題 | ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている社会問題をいう。 |
| | パブリック・コメント | 行政が政策、制度等を決定する際、市民などの意見を聞き、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。 |
| | バリアフリー | 公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等があげられる。 |
| | フレイルサポーター | 市民自らがフレイル予防に取り組むための市民ボランティアのことをいう。今後、フレイルサポーターが中心となり、「フレイルチェック」を行い、市民が早期のフレイルの兆候に気づき、適切な対処につなげることを目指す。 |
| | 保険給付 | 介護保険法による保険給付とは、次の3つがある。 1. 被保険者の要介護状態に関する介護給付 2. 被保険者の要支援状態に関する予防給付 3. 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定める市町村特別給付 |
| | 訪問介護 （ホームヘルプサービス） | 居宅要介護者であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の施設における居室を含む）に介護福祉士やホームヘルパーが訪問して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことをいう。 居宅要支援者であって、居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の施設における居室を含む）に介護福祉士やホームヘルパーが訪問して、介護予防を目的として、一定の期間にわたり、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うことをいう。 |

| | 用語 | 説明 |
|-------------------|---------------------|---|
| | (介護予防) 訪問看護 | <p>看護師、准看護師、保健師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、又は必要な診療の補助を行うサービスをいう。</p> <p>訪問看護を利用できるのは、居宅で生活を送る「要介護」と認定された人。ただし、利用者の病状が安定し、訪問看護の必要性について主治医が認めた場合に限る。。</p> |
| <p>や</p> <p>行</p> | 有料老人ホーム | <p>老人福祉法に、「老人を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜等の供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」と規定されている施設をいう。</p> |
| | 要支援者 | <p>身体又は精神の障害のために、入浴・排泄・食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の、軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態、又は、身体又は精神の障害のために、6か月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態にあると認定された65歳以上の第1号被保険者、又は40歳以上65歳未満の特定疾病のある第2号被保険者のことをいう。</p> |
| <p>ら</p> <p>行</p> | リハビリテーション (機能訓練) | <p>疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権めざす専門的技術及び体系のことをいう。介護保険では、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションがあり、維持期の状態に対応し、主として身体機能の維持及び生活機能の維持向上をめざしたリハビリテーションを行う。</p> |
| | 老人クラブ | <p>「健康・友愛・奉仕『全国三大運動』」として、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向けて取り組んでいる組織をいう。</p> |